

官報

号外 昭和六十年五月九日

○第百二回 衆議院会議録 第二十六号

昭和六十年五月九日(木曜日)

議事日程 第二十二号

昭和六十年五月九日

午後二時開議

第一 農業災害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

(内閣提出)

第三 大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締結について承認を求めめるの件

(内閣提出)

第四 北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めめるの件

(内閣提出)

第五 中小企業技術開発促進臨時措置法案(内閣提出)

第六 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

中曾根内閣総理大臣の帰国報告についての発言

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第二十六号

中曾根内閣総理大臣の帰国報告についての発言

及び質疑

日程第一 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

日程第三 大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締結について承認を求めめるの件

日程第四 北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めめるの件

日程第五 中小企業技術開発促進臨時措置法案(内閣提出)

日程第六 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時三分開議
○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

内閣総理大臣の発言(帰国報告について)

○議長(坂田道太君) 内閣総理大臣から、帰国報告について発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣中曾根康弘君。

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 私は、今般、国会の御許しを得て、五月二日から四日までボンにおいて開催された第十一回主要国首脳会議に、安倍外務大臣、竹下大蔵大臣、村田通産大臣とともに出席し、その際あわせてドイツ連邦共和国コール首相の招待にこたえて同国を訪問し、五月七日に帰国いたしました。ここに、その概要を御報告申し上げます。

今次ボン・サミットは、世界経済が回復の道をたどりながらも、財政、雇用及び対外収支等の分野で先進各国がそれぞれの問題を抱えることも、それを背景として保護主義の圧力が高まりつつあり、また、一部開発途上国は依然深刻な累積債務問題を抱え、特にアフリカ諸国では飢饉の苦しみから脱し得ないという厳しい情勢のもとで開催されました。

また、国際政治の面においても、第二次世界大戦終戦四十周年という節目を迎え、参加国が第二次大戦の勝敗を超えて、過去四十年間に築き上げてきた協力と連帯関係を、世界の永続的平和の達成のためにいかに強化し拡充していくか、とりわけ、ソ連における新政権の誕生等の新たな局面を迎え、米ソ軍備管理、軍縮交渉の推進等に西側諸国がいかに対応していくのかといった点が注目されていたところでありました。

私は、今次サミットに臨むに当たり、各党党首の方々の御見解を承りました。こうした御見解を踏まえつつ、サミットの場において私は、経済及び政治の分野において我が国の考え方を説明し、

その立場を的確に主張してまいりました。私は、こうした対応によって、我が国の考え方、政策等について各国首脳との十分な理解と協調を得ることができたと確信いたします。今次サミットの具体的成果は、ボン経済宣言及び第二次大戦終戦四十周年に際しての政治宣言という形で明らかとなっております。かかる成果を通じて、西側主要国の協力関係は、世界情勢の変化に適合するようにさらに一歩前進し、持続的成長に向けての改善が再確認されました。

まず、ボン経済宣言についての所見を申し上げます。第一に、経済政策全般の分野について申し上げます。この分野では、先進諸国を中心として景気の拡大基調が継続する中で、米國等の財政赤字とドル高及び高金利、欧州等における高失業と構造的硬直性、日本における対外収支不均衡及び市場開放の不徹底といった世界経済の成長の制約要因となる諸問題に、サミット参加国がいかに取り組んでいくかが討議の中心となりました。この関連で私は、サミット参加国がかかる問題に対応するに当たって、相互に相手を非難するのではなく、サミット国間の協調による努力の結果が最も重要であるとの姿勢で臨みました。かかる姿勢のもとに、我が国としては、行財政改革の努力、市場開放や輸入拡大の奨励、規制緩和による内需拡大努力等を積極的に推進していくとの考え方を説明いたしました。このように我が国が進んで積極的取り組みの姿勢を示したことは、他のサミット参加国がそれぞれの問題につき同様の姿勢をとること

を促す結果となったと考えられますが、同時に、今後の我が国の対外経済問題への取り組みに対する各首脳の間には極めて大なるものがあり、責任の重さを痛感した次第であります。政府としては、今後かかる期待にこたえるためにも、本分野において全力を挙げて努力する所存であり、国民各位の御協力もあわせてお願いする次第であります。

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号

我が国以外の各国もそれぞれ解決すべき課題に
対する政策目標を明らかにしました。すべての国
がそれを実行することにより、国内問題の解決の
みならず世界経済の持続的発展とともに対外均衡
の回復に貢献することが要請されております。

第二は、貿易の分野であります。この分野では、
近年ますます高まりつつある保護主義の圧力をい
かに封じ込め、世界の自由貿易体制を守り抜いて
いくかという点が議論の焦点となり、新ラウンド
の早期開始について首脳間で極めて熾烈な意見交
換が行われました。その結果、新ラウンドをでき
る限り早期に開始すべきであるとのOECD関係
理事会での合意が強く支持された上、サミット参
加国はほとんどが、新ラウンドを明年中に開始す
べきとの点について合意し、本件交渉の開始に向
けて一歩を踏み出したと考える次第であります。

また、国際通貨制度の改善についても討議が行わ
れ、今後の作業日程について意見の交換が行われ
ました。

第三に、開発途上国との関係については、開発
途上国の経済発展、さらにはその社会的、政治的
安定を促進するためにいかなる措置が肝要である
かとの問題につき活発な討議が行われました。そ
の関連で、開発途上国の経済的、財政的困難を克
服し、健全な発展を促進するため、先進諸国とし
ては、途上国への資金の流れ、なかんずくODA
の拡充が重要であるとの点で意見の一致を見ま
した。さらに、直接投資の促進、国際通貨基金及び
世界銀行の役割の強化、対アフリカ支援等の問題
についても意見の交換がなされました。我が国よ
りも、これに関し、開発途上国の発展のために一
層の協力強化が必要との基本認識に立って、特に
ODAに関しては、一九八六年以降も新たな計画
を策定して拡充に努力する旨説明し、各国より高
い評価を受けました。これに加えて私としては、
技術移転、特恵改善等の重要性をも強調した次第
であります。なお、本分野での私の発言は、アジ
ア・太平洋諸国の要請にもでき得る限り留意して

中曾根内閣総理大臣の帰国報告についての発言

行った次第であります。(拍手)

経済問題では以上の諸点が今次サミットで討議
の中心となったと考えておりますが、このほか、
環境問題、科学技術、生命科学と人間の問題等に
ついて意見交換が行われたことを付言いたしま
す。

次に、政治問題についての成果を御報告申し上
げます。
冒頭でも触れましたとおり、今次サミットは第
二次世界大戦終戦四十周年という節目の年に開催
されたため、第二次大戦終戦四十周年に際しての
政治宣言を採択し、サミット七カ国が過去におけ
る不幸な対立を完全に超克して、自由と民主主義
という共通の価値によって強く結ばれ、世界平和
の維持と、技術と産業の変化が我々の社会にもた
らす新しい機会と挑戦に一層有効に対処するた
め、相互の連携をさらに強化することの必要性を
改めて再確認いたしました。

また、特に今次サミットは、ジュネーブ軍備管
理、軍縮交渉の開始という東西関係緊張緩和への
微光が差し始めた極めて重要な時期に開催されま
したので、私は、ウィリアムズバーク・サミット
ト、ロンドン・サミットの延長線上に立って、西
側諸国の連帯の重要性を強調するとともに、とり
わけ米ソ首脳会談の早期実現を初め、東西対話促
進の重要性を強く訴えかけた次第であります。我
が国のこのような主張は、本政治宣言の中に盛り
込まれることになりました。また、アジアからの
唯一の参加国としてアジア情勢につき説明し、政
治宣言の発出に際しては、欧州の分断への言及に
加え、朝鮮半島の分割の平和的解決を可能とする
ような環境醸成にも言及すべきことを主張した結
果、この点も宣言に盛り込まれることになりました
。(拍手)

現下の国際情勢は、既に申し述べましたよう
に、東西関係の面で行き詰まりを打開しようとし
る新たな動きがある一方、カンボジアやアフガニ
スタンにおける情勢には変化はなく、また、アジ

帰国報告についての発言に対する森喜朗君の質疑

ア、中東、中米、アフリカ等至るところで依然と
して紛争が続いております。かかる状況のもと
で、紛争の平和的処理、軍備管理、軍縮の促進に
向かって決然と取り組むことを初めとして、世界
の平和と安定を維持発展させるためには、サミッ
ト諸国の協力、団結が不可欠であり、今次サミッ
トでは、このような点につき参加首脳の間にあま
ねく意見の一致が見られたことは大きな成果で
あったと言えます。

SDIにつきましては、サミットの間では主と
して米国の考え方の説明を聴取いたしました。な
お、私はレーガン大統領との会談において、SD
I研究を非核、防衛、核兵器廃絶のための研究で
あるとの説明に対しこれを理解するとの我が国の
従来の立場を再確認するとともに、ソ連に対し一
方の優位を追求するものではない等の五つの原則
をともに確認いたしました。

以上御報告申し上げました第十一回主要国首脳
会議出席に先立ち、私は、コール・ドイッ連邦共
和国首相の招待により、四月三十日から五月一日
まで同国を訪問いたしました。また、右会議に出
席した後、五月五日より六日まで、ベルリン日独
センター設立記念レセプション出席のためベルリ
ンを訪問し、また日独間経済交流の中心地である
ジュッセルドルフを訪問いたしました。その間に
私は二度にわたりコール首相と会談したほか、同
首相と半日ライン下りをともにし、個人的な信頼
関係を深めるとともに、伝統的に友好関係にある
両国の関係の一層の強化に努めました。

私とコール首相は、会談後、世界の平和と繁栄
のための日独ステートメントを発表いたしました
。この中で日独両国は、ベルリン日独センター
の設立を東西文化の交流融合、日独協力関係の拡
大発展のための礎として高く評価するとともに、
専門家、学生、若い学者、実習生、芸術家等の交
流の強化に関する作業部会の設立につき意見の一
致を見たほか、科学技術、開発援助等の分野での
協力強化につき合意いたしました。日独両国の国

森喜朗君の質疑

私は、各政党を初め全国民の皆様方の温かい御
鞭撻と御支援に接しましたことに対し、心から感
謝いたします。また、各位の御支援に対し必ずし
も十分御期待に沿い得ぬ点もあったかと存じま
すが、御理解をいただきました。さらに今後とも御協
力、御鞭撻を賜りますようお願いして、私の報告
を終わります。(拍手)

内閣総理大臣の発言(帰国報告について)に対
する質疑
○議長(坂田道太君) ただいまの発言に対して質
疑の通告があります。順次これを許します。森喜
朗君。

〔森喜朗君登壇〕
○森喜朗君 私は、自由民主党・新自由国民連合
を代表し、中曾根総理のボン・サミットからの帰
国報告に対して質問を行います。

中曾根総理並びに安倍外務大臣、竹下大蔵大
臣、村田通産大臣を初めとする随員の方々の大変
な御努力によって、今回のサミットが輝かしい成
果を上げられたことを高く評価するものでありま
す。(拍手)とりわけ今回のサミットは、政治的に
も経済的にもかつてない厳しく、かつ険しい国際
環境の中で開かれたサミットでありました。だけ
に、ともすれば表面化しがちな参加各国間の利害
の対立や意見の相違を克服して、サミット全体を
成功に導かれた御苦労は察するに余りありません。
この間にあって、総理及び出席各閣僚が各種個別
協議、全体会議等を通じて終始積極的な発言、提
言等を行って、あるいは会議をリードし、あるいは
は今次サミットの基調づくりに大きく貢献したは

かりでなく、採択された各種宣言の中に我が国の意見が大きく取り入れられたことは、まさに特筆すべきことだと思えます。(拍手)

以上のような観点に立つて、以下私は幾つかの問題について質問を行い、総理の率直な御所見をお伺いしたいと存じます。

そのまず第一は、第二次大戦終戦四十周年に際しての政治宣言についてであります。

この宣言は、終戦四十周年に当たり、サミット参加各国が過去の対立を乗り越え、自由と民主主義という共通の価値のもとに、これらの諸価値を擁護しつつ世界の平和と繁栄の確保に努力するという決意を新たにするとともに、西側の団結を再確認し、東西間の対話を探求する積極姿勢を打ち出したものであります。特に、「東西を分断している深刻な相違に対処するために高いレベルにおける対話を探求する用意がある」という表現で、米ソ首脳会談を呼びかけると同時に、ジュネーブの米ソ包括軍縮交渉の開始を歓迎したこと、またその際、米国の積極的な提案を評価するとの立場を明確に打ち出すとともに、ソ連側に対しても、同交渉において有意義な合意が達せられるように積極的かつ建設的に行動するよう求めたこと等は、ジュネーブ会談を成功させ平和と軍縮の時代をもたらそうというサミット参加各国首脳の熱い希望と期待のあらわれであったと思えます。

また、この政治宣言の取りまとめに当たっては、アジアからの唯一の参加国代表として総理は詳しくアジア情勢について説明し、ドイツに象徴される欧州の分断への言及に加えて、朝鮮半島の分割の平和的克服にも言及すべきことを強く主張した結果、この点も宣言に盛り込まれることになったと聞いております。この間の経緯の報告とあわせて、今回の政治宣言の意義について総理の御所見をお聞かせ願いたいと存じます。

質問の第二は、戦略防衛構想いわゆるSDI問題についてであります。

当初米国は、この戦略防衛構想についてサミット

ト参加各国の研究参加を要望していたと承っておりますが、結局政治宣言には盛り込まれず、コーン米大統領がその研究開発について説明を行った旨報告されるにとどまったようでありました。この問題について総理は、サミットに先立って行われましたレーガン米大統領との日米首脳会談で、SDIに臨む我が国の基本的立場として、研究は理解することを改めて表明するとともに、ソ連への一方的優位を求めないこと、総合的抑止力の一端とする、攻撃核の大幅削減が先であること、弾道弾迎撃ミサイル制限条約の枠の中で行うこと、配備についてはソ連とも協議して行うことなどの五原則を示して話し合われたこととあります。この問題は、平和を希求する日本の国民の立場から極めて関心の深いものであるだけに、この際、日米首脳会談での会談内容、サミットでの議論の報告とあわせて総理の御見解を明らかにしていただきたいと存じます。

質問の第三は、今次サミットの柱でありますボーン経済宣言についてであります。

昨年のロンドン・サミット以降、世界経済は着実に回復し、全体として景気回復の輪は広がりをみせているものの、米国の初めとする各国の財政赤字とドル高、欧州の成長を阻む構造調整のおくれと高水準の失業、経常収支の不均衡等が景気回復の持続に不確実性をもたらしているばかりでなく、世界各国で保護主義がかつてない高まりを見せる等、一国のみによる政策的対応では解決し得ない困難な問題が山積したしております。したがって、今次サミットに課せられた最大の課題は、これらの諸問題を克服して、インフレなき持続的成長の軌道を確実なものとする、さらにその恩恵を開発途上国にも均てんしていくための方策を探っていくことにあると考えられます。

こうした課題に対処するため、今次サミットは、「三日間にわたる真剣な討議の結果、「持続的成長及び雇用の拡大を目指して」と題するボン経

濟宣言を採択したのであります。その最大の特色は、厳しい国際経済環境に直面した主要国が、互いに非難し合うのではなくて一致協力してこれら諸困難に積極的に取り組んでいくことが重要であることを確認したこと、特にサミット参加国が、景気回復の維持強化と他の諸国なかんずく開発途上国に恩恵の均てんを図っていく上で各国が払うべき政策努力目標を宣言中に明記したこと等でありました。私は、このようなサミット参加各国の積極姿勢は、問題解決へのひたむきな態度を示すものであり、世界経済の将来に明るさと希望を与えるものと信ずるものであります。今次経済宣言の意義及び成果について総理がどのような御所見をお持ちか、お伺いをいたしたいと存じます。

質問の第四は、ニューラウンド、新たな多角的貿易交渉の促進についてであります。

ニューラウンドの促進は、戦後の世界経済の発展を支えてきた自由貿易体制を強化するための大きな握るものであります。特に最近の米国の初めとする世界的な保護貿易主義的傾向の高まりを考へるならば、ニューラウンドの早期開始こそはまさに現下の緊急課題であり、自由貿易体制の恩恵を最大に受けてきた我が国としては、積極的にイニシアチブをとって推進していかねばなりません。その意味で、今回の経済宣言が、保護主義を防止するとの決意を表明するとともに、ニューラウンドについては、できる限り早期に開始されるべきであるとのOECD閣僚理事会で達成された合意を強く支持するとともに、我々のほとんどは一九八六年中に交渉を開始すべきであると考える旨を明記し、本年夏の終わりに高級事務レベルによる準備会合を開催することで合意したことは、大きな前進であると評価するものであります。

ただ、この際留意しなければならないのは、ニューラウンドはサミット参加国のみで開始できるものではなく、今後、開発途上国を初めとして、できる限り多くの国の参加を促進することが

肝要であるということであり、一昨年の日米首脳会談でニューラウンドを提唱されて以来、その早期開始に向けて積極的な努力を払われてきた総理として、今次サミットでの合意をどのように評価し、今後早期交渉開始に向かってどのように取り組まれていくのか、また、特に開発途上国の参加を促すためにどのような努力を行っていくのか等について、率直な御所見を伺いたいと存じます。

質問の第五は、開発途上国との関係についてであります。

開発途上国の経済には全体として明るい兆しが見られますが、国ごとのばらつきが顕著であり、すなわち、アジアの新興工業国のように目覚ましい経済発展を遂げている国がある一方、アフリカ諸国は今なお飢餓と干ばつに苦しんでおります。また債務累積問題も、昨年のロンドン・サミットにおける合意を受けて効果的な対応がなされてきているものの、根本的解決には依然としてほど遠いという状況であります。

今次サミットにおいては、かかる経済状態を踏まえ、開発途上国の健全な経済発展を図るため、先進国として、世界経済の持続的成長、金利低下、市場開放、継続的な資金供与に取り組みこと、国際機関の役割、アフリカ問題への対応等について具体的な合意がなされたことは、まことに意義深いことと考へます。我が国としては、開発途上国との相互依存関係を十分認識し、その健全な経済発展に貢献するため、これまで開発途上国の関心品目についての市場開放、政府開発援助の拡充等に努めてきたところであり、今後ともその努力を強化していく必要があると考へます。総理は、今次サミットにおいて特に開発途上国の立場を重視されたと聞いておりますが、今回の経済宣言を踏まえ、今後開発途上国の経済発展と民生安定のためにどのような貢献をされるお考えなのか、忌憚のない御所見をお伺いしたいと存じます。

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号

婦国報告についての発言に対する森喜朗君の質疑

八九八

最後に、サミット後の我が国に課せられた課題についてお尋ねいたします。

今次サミットにおける経済宣言の中で、我が国は、今後払うべき政策努力目標として、財政面での規律、投資の促進を旨とした市場機能の強化、金融市場の規制緩和と円国際化、市場アクセスの改善、輸入の奨励を提示いたしました。また、総理御自身も、サミット協議の場においては、内需拡大のための各種規制の緩和の推進と大幅な税制改革に着手する決意を表明されたことと聞いております。国際場裏において約束されたことは着実にこれを実行に移していくことが国際的責務であります。今後我々は、いかなる困難に直面しようとも、一層の市場開放の推進と内需拡大による内外均衡の達成の二本柱を、すべての政策課題の中心に据えて政治に取り組んでいかなければなりません。

市場開放について言えば、当面は七月までに策定する予定になっている行動計画の内容が極めて重要であります。サミット参加国のみならず世界各国が我が国の市場開放のあかしとして注目しているものであり、これにこたえる意味でも、実質的内容の充実した行動計画としなければなりません。また、内需の拡大についても、全般的な税制改正の一環として住宅投資減税や設備投資減税の実施を考慮するほか、二十一世紀に向けた社会資本の充実や整備新幹線の早期着工など実効ある内需拡大策を講ずべきではないかと考えます。これらの諸点に關する総理の率直な御所見を伺いたいと存じます。

以上、私は、今回のボン・サミット成果について、みずからの見解を述べつつ、総理の御所信をただしてまいりました。そして今質問を結ぼうとするに当たって強く私の胸を打つのは、国際国家日本としての責任の重大さであります。しかし、この責任の重さに打ちひしがれては我が国の未来はなく、責任の完遂の中からこそ明るい未来への道が開けるのであります。総理、我々は、こ

の厳然たる事実を身を引き締め、厳しい自覚と責任感に徹しつつ、国際国家日本としての責務を果たしていかうではありませんか。

総理の御決意のほどをお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君〕 森議員にお答えをいたします。

まず、政治宣言の意義と朝鮮半島問題へのお言葉でございます。本政治宣言は、今回のサミットが第二次世界大戦終結四十周年という節目に当たっておりますのに着目して作成されたものであり、第二次世界大戦では互いに敵国として戦ったサミット参加国が、自由と民主主義と平和という共通の価値観のもとに揺るぎない友情で結ばれ団結していくという決意を表明したものであります。ここに大きな意義があると思っております。本政治宣言における欧州の分断への言及がございましたが、我が国としては、アジアからの唯一の参加国として朝鮮半島の分割も言及し、南北当事者による平和的解決を可能とするような環境醸成を切望する旨を明記すべきことを主張して、その結果サミット参加国の同意を得られた次第なのであります。

S D I に対する御質問でございますが、今次日米首脳会談では、レーガン大統領より、S D I は防衛的のものであり、合理的な抑止力となるべきものであり、研究以降の段階へ移行する場合には同盟諸国と協議し、ソ連と交渉する考えである旨説明がございました。これに対して私より、一月の日米首脳会談で同大統領からS D I について、非核であり防衛的であり核廃絶を目的とするものであるとの説明を受け、その道義的正當性を認めてS D I 研究に対する理解を表明したものである、研究参加については今後検討していくとの我が国の立場を説明した次第であります。また、ソ連に對しては一方的優位を追求するものではない等五つの原則を示しました。すなわち、第一に、ソ連に

對する一方的優位を追求するものではないこと。第二に、全体の抑止力の維持強化に資すること。すなわち、攻撃的な核兵器の削減と我が国を我々は当面の目的にしていこうとすることであり、攻撃的な核兵器の大幅削減を旨とする。A B M 条約に違反しない。開発配備については同盟国との協議、ソ連との交渉が先行すべきである。この五つの原則を私から申しまして、先方も同意することになったのでございます。なお、サミットにおきましては、S D I につきましては主として米大統領の考え方の説明がありまして、これを聞いたということでもございました。

次に、経済宣言の意義でございます。

今次サミットは、インフレのない持続的成長の制約要因の顕在化を背景に開催されました。すなわち、保護主義であるとかあるいは各国における財政赤字の増大であるとか、こういうような状況下に開催され、一部に相互非難の可能性を懸念する向きもありましたが、各国はそれぞれの問題に責任を持って取り組む積極的姿勢を示した結果、結果的には参加国の協調と団結が強く打ち出されたのでございます。その具体的成果はボン経済宣言に取りまとめられております。一貫しているところは、各国とも自由貿易主義を擁護すること、保護主義とは徹底的に闘うという点においては完全に一致してございました。今後、先進主要国が世界経済の安定的発展のためとるべき諸施策について、の合意を示したものであり、今後の世界経済の運営と動向について大きな意義を持つものと考えております。

次に、ニューラウンドに対する今後の取り組みの問題でございます。

今次サミットの合意により、我が国が提唱してきたニューラウンドに向けてたくましい軌道が設定されたものと思われまます。すなわち、その直前に開かれたOECD閣僚協におきまして決まりましたニューラウンドをできるだけ早期に開催するということについては、フランスも完全に

一致しておるわけでございます。ただ、その時期をいつに明示するかという点については、フランスは消極的であったわけであり、しかし、原則については反対してはいたわけではございません。しかし、今後フランス及び途上国への働きかけを強化し、明年春の交渉開始に向けて一層の努力を行う決心であります。

また、途上国の関心に対しましては十分な配慮を行う必要があり、このことは、私からつとにサミットの会議の場において主張したところであります。貿易障壁の軽減、撤廃を通ずる市場の拡大等ニューラウンドのメリットを十分理解してもらうように努力をする考え方であります。

次に、開発途上国への貢献の問題でございます。今次サミットでは、先進国の繁栄と開発途上国の繁栄は一層相互連関性が強まってきたとの認識のもとに、開発途上国に対する協力のあり方について幅広い角度から討議が行われ、先ほど申し上げましたように開発途上国の立場について特に配慮することを私は主張したものであります。その具体的成果として、世界貿易の持続的成長、金利の低下、市場の開放、適切な量及び条件での継続的資金供与、アフリカ支援等の合意が行われたわけであり、我が国としては、今後とも、今次サミットで確認されました真のパートナーシップの精神に基づき、ODAの拡充あるいは市場アクセスの改善等に努力することにより途上国経済の健全な成長を支援し、もってこれら諸国の政治的社会的安定に資する考えであります。

次に、市場開放に關する行動計画策定についての御質問でございます。

いよゆるアクションプログラムについては、四月十九日に設置されました政府・与党対外経済政策推進本部において、その策定要領を決定いたしました。関係各省庁は、この要領に基づいて事務次官を長とするアクションプログラム策定委員会を設置いたしました。このアクションプログラムについては、五月中及び六月中にそれぞれ関係各

省庁からその策定状況について中間的な報告を聴取し、七月中にアクションプログラムの骨格を取りまとめるとの予定であります。現在、関係各省庁は、アクションプログラム策定要領に即して、原則自由、例外制限という基本的視点に立って、自主性・積極性、国際性、実効性・透明性を持った内容のものを策定すべく鋭意検討中でありま

す。次に、内需拡大策についての御質問でございます。

我が国経済は、民間需要を中心に着実な拡大が見込まれております。したがって、六十年代において一般的な投資減税の必要はないと考えますが、試験研究促進のため、基礎技術研究開発促進税制及び中小企業技術基盤強化税制を創設いたしました。住宅減税については、住宅ローンの返済額に対する所得税制上の特例としては、既に住宅ローン償還金の一定割合を三年間にわたって税額控除する住宅取得控除制度が設けられており、その控除額も相当の水準に達しております。現行措置は厳しい財政事情のもとで最大の配慮を示したものであります。なお、税制改革につきましては、サミットの会議の席上におきまして、我が国は大規模な税制改革を将来の課題として取り上げたいということも言明した次第であります。いづれにせよ、持続的な内需中心の経済成長は重要な課題であり、今後、民間活力が最大限発揮されるような環境の整備を行ってまいります。

整備新幹線につきましては、昭和六十年年度予算においてとりあえず事業費を計上しておりますが、着手に当たりましては、国及び地域負担等事業実施方式のあり方、国鉄再建監理委員会の答申との関連等について調整を進め、その結論を待つて本年八月を目途にこれを行うとしており、適切な結論が得られるものと期待しております。

最後に、国際国家の責任の問題でございます。この点については森議員と全く同感でございます。二十世紀への基礎づくりとして、積極的に

他国に惹き寄せ、各国と協力して、世界の平和と繁栄のために我が国力に見合った国際国家としての役割を積極的に果たしていく決意であります。以上で答弁を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太郎) 山本政弘君。

〔山本政弘君登壇〕

○山本政弘君 私、日本社会党・護憲共同を代表し、中曾根総理のボン・サミットからの帰国報告について質問をいたします。

ボン・サミットの開幕に当たり、我が党の石橋委員長は、総理に対し、大要二点について提言をいたしました。一つは、宇宙軍拡のサミットでなく不戦、非核のサミットにすべきである。もう一つは、日米欧の経済摩擦を解消し世界の経済安定化を図るサミットにすべきである。この二点でありました。第二次大戦終結四十年、広島、長崎被爆体験四十年の歴史的節目を踏まえて、二度と再び大戦の惨禍や被爆体験の悲劇を繰り返さないよう、ボン・サミットが不戦、非核の国際的誓いの舞台となることを私たちは望んでおりました。とりわけ、主権国西ドイツと並んで日本は、過ぐる第二次大戦の戦争責任を自覚し、ともに不戦、非核への政治責任を新たにしなければなりません。ところが、総理は、SDIによる対ソ優位を企図するレーガン米政府に同調し、ボン・サミットを西側同盟の政治、軍事的結束強化の場に転化しようとしているのは極めて遺憾であります。

一月の二日訪米した総理は、レーガン大統領のSDI構想の研究開発に理解を示しました。レーガン大統領は、SDIが非核防衛の一種で抑止力を強化し核戦力の水準を引き下げることだと述べております。しかし、他方では、ソ連が先に開発して一方的に配備してしまうと、二十年間抑止のよりどころとなってきた基盤が崩壊してしまうだろうと、こう述べております。これは、極めて奇妙な話だと思っております。もしそうであるなら、米

国が最初に配備した場合でも、やはり抑止のよりどころとなってきた基盤は崩壊することになるはずであります。

さすがにレーガン大統領はその点を気にしたためか、弾道ミサイルに対する極めて有効な防衛システムを開発することが可能であると判明すれば、我々は、アメリカとソ連が並行して、つまりそろって配備を行い、その結果、相互の安全保障と国際的安定が強化されるような状況も想定していること述べております。これもまた、まことに筋の通らない話であります。もしそうだとすれば、初めから米ソが共同して開発すればいい、こういう理屈になりませんか。それよりも何よりも初めから核削減の合意ができるはずでありませんか。また総理は、米国のSDIの研究に天文学的とも思える費用を使って、それが研究にとどまってしまうとも思っておるのでしょうか。総理はSDIの研究開発に理解を示したというのですが、一体どういふ理解をしたのですか、お伺いをいたします。

次に、ボン・サミットを前に中曾根・コール日

独首相の会談で、一連の条件のもとにSDI研究は正当なもの、そういう見解で一致したということとありますが、その二日後英国国際戦略研究所は、SDIについては、たとえ戦略防衛が可能であることが証明されても、それは戦略的安定を強めるよりもむしろそれを損なう可能性があると、SDIの効力に強い疑問を投げかけております。また、道義的に正当であるという表現は、たとえ条件をつけても理解を示すという方針を超えて、こう解釈するのが常識であって、これは技術的協力に一步踏み込みかねない危険を持つものと言えます。総理、なぜ慎重に対処をしなかつたのでしょうか、お伺いをいたします。

また、政治宣言の中に「我々は、ジュネーブにおける交渉の開始を歓迎する。我々は、アメリカ合衆国の積極的な提案を評価する。」とあります。前段は望ましいこととあります。しかし、後段の積極的な提案とは何を意味しているのかはつきり

いたしません。現に米国、欧州諸国そして日本と、それぞれ都合のよい解釈をしているではありませんか。総理は、積極的な提案にはSDI構想は含まれていない、こう言われております。それは本当に確かでしょうか、ひとつはつきりしていただきたいと思っております。なぜなら、レーガン大統領は、欧州議会でも、依然として戦略はSDIを基本とする立場を表明しておるからであります。それではジュネーブにおける軍縮交渉の進展は期待できません。それは、形こそ異なれ、中米ニカラグアのサンディニスタ政権に対する経済制裁措置と同じように、米国の力の外交であるからであります。私は、サミットにおける総理の行動に、対米協調にウエートを置き過ぎた姿勢を感じます。議長総括にSDIを入れるよう主張したというお話も聞いております。総理のSDIへの対応は、もう一つ明確ではございません。総理は、どう行動し、発言をしたのでしょうか、重ねて経過を説明していただきたいのであります。

(拍手)

関連して申し上げますが、ニカラグアに対する米国の経済制裁措置は極めて不評判であります。中米問題は、メキシコなど域内指導諸国を中心としたコンタドラー・グループが独自の紛争調停を進めておりますが、そのかわりの中で解決をされるべきだと私は思います。総理のお考えを聞かせていただきたい。なお、総理はこの件についてレーガン大統領に意見を述べられたかどうか、お伺いをいたします。

私は、今なお同一民族が二つの国に分裂していることは不幸なことだと思っております。政治宣言の、戦争によって人為的に引き裂かれたドイツと朝鮮半島の平和的統一を支持し、そのための政治環境がつくられることには私も共感を持つことができま

う一つ考えなければならぬことがあるのではないでしようか。問題は文章ではありません。いかにして文章を現実のものにするかということであり、朝鮮半島の分断は、朝鮮民族自身が好んでつくったものではございません。その原因は遠く深く日本の植民地支配に原因があったことは、総理自身否定なさるまい。ベルリンの壁に歴史の苦惱を感じ、心の重いものがあつたとするならば、総理、あなたこそ日朝交流の精神を価値観や体制の違いを越えて推し進めることに努力すべきではないでしようか。朝鮮民主主義人民共和国に對しても、従来の姿勢を変えるべきだと思ひます、いかがでしようか。

次は、経済宣言についてお伺ひいたします。

米国の景気が減速し、世界経済の雲行きが怪しくなりそうなかで、民間の活力を生かした成長を軸に参加国が役割分担を果たすという考えが成長しました。日本は、外需傾斜型経済の是正を通じて、インフレなき持続成長に協力するということでしょう。総理は、サミット終了後の記者会見で、貿易黒字については非難がましいことはなかつた、四月九日の決定が影響力を持っていたと繰り返して自賛しておられましたが、果たしてさうでしようか。日本に對しあえて名指しの非難を避けたのは、今後積極的に日本政府が責任を実行するかどうかを緊張感を持って見守っておられるというのが衆目の見るところであります。この点について、総理は包括的な市場開放策をとると言われておりますが、それで貿易摩擦が解消できるのでしょうか。市場開放策によってどれだけの輸入を期待しておられるのか、できれば数字をお示し願ひしたいと思います。

政府は、巨大な貿易収支の黒字を米國などから非難されると、緊急輸入対策や弁解に躍起となつております。米國の貿易赤字は、昨年千二百三十三億ドルと急増いたしました、そのうち対日赤字は三百六十八億ドル、カナダ二百四億ドル、台

湾百一十億ドル、西独八十七億ドルで、金額こそ日本が一番多いが、その原因は共通しており、円が安いから輸出を一層刺激し、輸入を抑制している。円の割安が修正されないということではないでしようか。総理は、日米首脳会議でドル高・高金利の是正を要請しましたが、日本が対米輸出黒字を続けているにもかかわらず、ドル高・円安が続くのはなぜでしようか。このことを是正しなければ、貿易の正常化はできません。私のお聞きしたいことは、むしろこの円安・ドル高、しかも日々大幅に変動するドル高に對して、政府はどう対処するおつもりですか、お伺ひをいたしたいと思ひます。(拍手)

それは、ドル高相場はどこから生まれるかといへば、米國の高金利からでしよう。米國のような先進國で金利が一〇%以上という異常さが続いている結果、日本を初め各國の資本が大量に米國に流出されております。日本の場合、長期資本収支で過去一年間五百四十億ドルという膨大な赤字であります。せっかくの貯蓄が海外に流出することを放置すれば、国内の投資や消費をふやし国内の景気を刺激しようにもできません。したがって、現在のアメリカの高金利が続くものとするれば、我が國は当然外國為替管理などの措置によつて資本の流出をチェックする必要も出てくるのではないでしようか。この点、御意見を伺ひたいと思ひます。

最後にありますが、総理は、我が國の内需拡大策を、日米首脳会議などで大幅な税制改革で果たしたいと述べられております。サミットの場の発言ですから見逃すわけにはまいりません。恐らく税制全体の改革の中で財源を確保するということでしょうが、まさか大型間接税の導入を考へておられるのではないと思ひますが、いかがでしようか。私は、質問の初めに、石橋委員長長の提案について申し上げました。総理は、ボン・サミットにつ

いて、平和と軍縮を一步進めたと評価しておられるようでありませう。しかし、総理の御報告を聞いてもなお釈然としないものが残ります。むしろ問題は、これから後一層深刻になってくるのではないかと、これを恐れます。「北風と太陽」という寓話があります。東西関係について、私は、今度のサミットが旅人にマントをもつと強く握り締めさせることになったのではないかと危惧をいたしました。総理は、今回のサミットで政治的な発言力が強まったとお考へでしようが、同時に、國際的な責任をいかに果たすかというものが非常に強く問われておることを考へます。この点を強く指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 山本議員にお答えをいたします。〕

まず第一は、SDIに関する問題でございます。前に申し上げましたように、一月の日米首脳会議におきましてレーガン大統領から、SDIは、より安定的で信頼性が高い抑止力を確保する方策を探索する必要があるという認識に立って、非核、防衛的そして核兵器廃絶を目標とする新しい兵器体系を研究する、そういう説明を受けました。私は、その考へ方に共感を覚え、かかるものとして米國が研究を進めることについて理解する、その発言をしたところなのでございます。この政治宣言における米國の積極的提案を評価するといふ点について御質問がございましたが、米國は、ジュネーブ交渉において、戦略核等の攻撃兵器の大幅な削減を通ずる米ソ間の長期的な戦略バランスの安定、中距離核についてのグロウパルベースでの解決を目指して提案をしております。政治宣言の当該部分は、交渉に臨む米國のかかる立場を一般的な形で積極的に評価するとの趣旨であります。したがって、SDIに對する評価は含まれてはおりません。このことは、SDIは含まれないということは、政治宣言発出後に行わ

れた米國政府高官の背景説明においても明らかに言明してはおりております。次に、SDIに對する理解の問題でございますが、先ほど来申し上げましたような考へに立つて、私は、その道義的正當性を認めて、その研究を理解する、そういうふうな説明をしたのであります。今度の日米首脳会議でも、かかる立場で一貫して對処して、コール首相との会談においても右の点について確認した次第であります。次に、SDIに関する経緯、SDIに對する考へ方でございますが、これも先ほど申し上げたとおりでございまして、究極的には核兵器廃絶を目指す新しい兵器体系の研究である、そういう考へで、我々もそういう考へ方に共鳴をして研究は理解する、こう申し上げたのであります。サミットの場合におきましては、主として米國の考へ方の説明を聴取したということなのであります。そして、このSDIに關しましては、先ほど申し上げましたように、私から五原則を申し上げまして、この点については先方も一致したということでございます。SDI研究に参加するかどうかという問題は、今後慎重に検討していく所存でございます。

ニカラグアの問題でございますが、この問題は外相レベルの會議でいろいろ説明、討議が行われました。コンタドーラ・グループの努力をさらに激励して、戦争、紛争終結に努力したいという結論でございます。

朝鮮半島對策でございますが、朝鮮半島の問題は、民族自決の原則に基づいて南北当事者間において平和的に解決されることが重要であります。政府としては、近く開かれる南北對話の促進に向けての環境づくりに引き続き努力してまいりたいと思ひます。日朝関係につきましては、民間レベルの交流を維持する方針であり、いずれにせよ、南北對話の推移等南北間の緊張がどのように緩和されていくかという情勢を踏まえ、慎重に見守つて對処してまいりたいと思ひます。

朝鮮半島對策でございますが、朝鮮半島の問題は、民族自決の原則に基づいて南北当事者間において平和的に解決されることが重要であります。政府としては、近く開かれる南北對話の促進に向けての環境づくりに引き続き努力してまいりたいと思ひます。日朝関係につきましては、民間レベルの交流を維持する方針であり、いずれにせよ、南北對話の推移等南北間の緊張がどのように緩和されていくかという情勢を踏まえ、慎重に見守つて對処してまいりたいと思ひます。

次に、ドル高は正の問題であります、為替相場は種々の要因が複雑に作用して高下しているものであります。昨年来のドル独歩高の要因としては、米国の巨額な財政赤字、これを背景とした高金利等が原因にあると考へます。このため我が国は、従来より米国に対して高金利、ドル高の是正が必要であると指摘して来たところであり、今回サミットにおきましても、米国内閣が財政赤字の大幅削減の重要性を認めておるところで、努力することでありま

す。なお、米国内閣を主因として米国への資本流出が生じていることは御指摘のとおりであります。このため我が国は、従来より米国に対して高金利の是正が必要であると主張し、今回のサミットにおいても、高金利問題は解決すべき重要課題であるとして取り上げられ、宣言の二カ所においてこの問題が論ぜられておるのであります。本問題解決のためには、まず米国内閣が財政赤字削減等の適切な政策運営を行い高金利を是正することが必要であり、我が国の金融為替政策を発動することは必ずしも適当でないと考えます。特に、現在生じている米国への資本流出は、いわば市場原理ののつとつた自然な民間資金の移動でありまして、これを人為的に統制的に抑制することは困難であるとともに、適当でないと考えております。

次に、対外経済対策、輸入策の問題であります。四月九日の対外経済対策により我が国の市場アクセスは一層改善されるものと考へられ、米国内閣を初め諸外国からの輸入は増加するものと考へております。そのためにも我々は、四月九日の決定を有効ならしむるよう今後努力していかねければならないと思ひます。この輸入動向の数字等につきましては、為替相場の問題であるとか景気の変動の問題であるとかさまざまの要因がありまして、数字的にこれを表明することは困難であります。政府としては、アクションプログラムの策定、実施により、今後とも市場アクセスの改善等

昭和六十一年五月九日 衆議院会議録第二十六号

を通じて輸入の促進に努める考へであります。税制の問題でござりますが、この点につきましても、国会におきましても、私は、かねてからシャープ税制以来の税制のゆがみを是正して、公平、公正等の原理に基づいて税制の改正を課題として検討したいと申し上げておりましたが、サミットにおきましても、将来の課題として税制改革を取り上げたいと言明したものであり、その内容についてははまだ全く白紙でござります。

○國務大臣(竹下登君) 残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

これは総理からもお答えがございましたが、各々の貿易収支あるいは物価、金利動向、国際情勢等ももろもろの要因が複雑に作用して、そして為替レートというものは生まれてくるわけでありまして、昨年来のドルの独歩高は、これは米国内閣の持続的拡大、また、ドル選好の強まり、特に短期的には米国の巨額な財政赤字を背景とした米国内閣の金利、これに負うところが大きいことは御指摘のとおりであります。したがって、我が国としては機会あるごとに米国に対してドル高、高金利の是正を求めてきたところでありますが、今回のサミットにおいても我が国は同様の主張をなし、そして、アメリカ自身がそのことを自覚した上に立って、いわば自己宣言というような形で、財政赤字の大幅な削減を達成することが重要であるということが宣言として述べられたわけでございます。

なお、最近米国内閣の成長が鈍化しましたところから、ドルの相場は一時に比べますと落ちついた動きになっております。いづれにしても、中期的には我が国の経済のファンダメンタルズはいいわけでございますから、したがって、私どもは今後も円高期待という考へ方を基調として持つておるわけでありまして、そして、具体的にはいついかなるときとは言えませんが、いわば去る一

帰国報告についての発言に対する山本政弘君の質疑

月の五カ国蔵相会議で合意いたしましたように、協調介入等々の措置をとることによって市場にシグナルを送っていくという考へ方を持つておるところであります。

それから、次の問題は、恐らく山本さんは、米国の高金利による資本流出に対する金融為替管理政策の調整で何か措置がとれないかというようなことを念頭に置いての御質問ではなからうかと思ひます。

この問題は、基本的には今総理からお答えがあったとおりでございます。いわばアメリカが財政の削減等の適切な政策運営を行うことが必要でありましよう。そこで、あくまでも市場原理に沿った自然な民間資金の移動であるという事実認識に立ちますならば、今日までいろいろなことが言われておりますが、資本流出規制をいたしますと、別な意味において、金融が自由化、国際化しておる今日でございますので、新たないわば経済摩擦というものが起こってくる危険性があるわけでありまして、そしてまた、このことは、資本流出を規制しても、実効が今日までの経過からすると上がらないし、そして自由化、国際化の観点からいえば公平性を損う、こういうことにもなるわけでございます。

次の問題は税制の問題であります。総理からお答えがありましたように、公平、公正、簡素、選択並びに活力、こういう基本的視点に立って、税制全般について広範な角度から議論と検討を行う必要があるという基本的な考へ方に立っております。したがって、具体的なあり方については予断を与えるような議論は今日の段階では差し控えるべきである、このように考へております。

○議長(坂田道太郎) 市川雄一君。

市川雄一君(登壇)

私は、公明党・国民会議を代表して、さきの先進国首脳会議にわゆるサミットに出

席した総理の報告とそれに関連する重要施策について、総理に対し質問を行うものであります。

最初に、サミットにおける経済宣言に関連し、経済財政問題について質問いたします。

総理は、帰国報告の中でその成果を宣伝されておりますが、総理の口からは、インフレなき持続的成長の実現について各国が分担する仕事を示した、これは初めてのことだと言うだけで、我が国が果たさなければならぬ責任をどのように認識し、どのような具体策を講じようとするかについては、残念ながら伺うことができないのであります。サミットの経済宣言では、名指しの対日批判こそ避けられたものの、我が国に対する注文は極めて厳しいものがあつたと言われております。これまで世界経済をリードしてきた米国内閣の停滞が現実のものになりつつある現在、我が国の責任はますます重くなつており、我が国の行動いかんによっては、集中砲火的批判を浴びる結果にもなりかねないのであります。まず、総理は、日本経済が世界経済の持続的成長に果たす役割分担をどのような決意で実行されようとしているのか、その点をお伺いしたいと思ひます。特に、東京サミットまでの一年間で実行できる確信があるのかどうか。もしあるならば、その裏づけを示していただきたいと思います。

経済宣言に盛り込まれた我が国の役割分担である投資促進のための市場機能強化、輸入拡大などは、端的に言えば、積極的に内需拡大のための具体策を講じ、我が国の経済を外需依存型から内需主導型に転換するよう要求されたものと言つても過言ではないのであります。政府がさきに決定した対外経済政策においても、内需拡大策については言葉のみあつて具体的な行動が見当たりません。総理は内需拡大にどのように取り組まれようとしておられるのか、御所見をお示しいただきたいのであります。(拍手)

特に、総理は、内需拡大に役立つよう三十二年ぶりに抜本的な税制改革を行うと各国首脳に約束

九〇一

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号

婦国報告についての発言に対する市川雄一君の質疑

九〇二

されたと言われておりますが、単に内需拡大のための税制改革と言っても、その形態は所得税減税、法人税減税あるいは間接税の増税と公共投資の組み合わせなど多種多様であります。この際、総理の言明された税制改革の内容はいかなるものか、それを示していただきたいと思ひます。また、その中に、直間比率の見直しを名目に既に政府が画策している大型間接税の導入も入るのかどうか、明確にさせていただきたいのであります。

私は、我が国が課せられた責任を果たすためには、内需拡大策について、かけ声だけではなく、当面の対策と中長期的対策に立て分けて、持続的に対処することが緊要と考えるものであります。当面の対策は、我が党を初め共産党を除く各野党が合意している所得税減税の年内実施と寝たきり老人介護減税など政策減税の速やかな実施を初め、長期計画の進捗がおくれている生活関連公共投資の追加などを推進すべきであります。まず、これらについて総理の所見を伺うものであります。

また、内需拡大を中長期的に維持するためには、その環境整備が極めて重要であります。私は、そのためには、国民の高い貯蓄性向を活用し、民間の活力によって、国有有地の活用も含め都市再開発や新市街地形成を進め居住環境の整備を図るとともに、質のよい、しかも低廉な住宅供給に積極的に取り組むべきであると考えております。同時に、高齢化社会対策の一環として、特別養護老人ホームなど福祉関連の社会資本整備や、国際化社会に対応する多角的な教育投資も極めて重要であります。こうした考えに対する総理の見解と具体的な方針をお伺いいたします。

総理、内需拡大策を実行に移す絶好の機会は今年度予算編成であります。来年度予算の概算要求の設計は、ここ数年の一律削減方式を撤回し、内需拡大と行政改革の両立を主題としたものに転換すべきであります。さらに、大型間接税の導入は、物価上昇を招き、景気後退をもたらす、内需

拡大に逆行するものであります。来年度以降もその導入は断念すべきであります。あわせて総理に答弁を求めるものであります。

次に、私の、今回のサミットに関して遺憾である二点について申し上げたい。

その第一点は、世界経済の最大の不安定要因である米国の財政赤字、高金利の早期解消に具体策がなかったことであります。米国の財政赤字、高金利は、ドル高によって米国の国際競争力の低下をもたらす、保護貿易主義を台頭させている重要な原因であります。我が国は、今後とも米国に対し財政赤字、高金利の是正を求めるとともに、その一環として、米ソ超大国が軍縮に努力するよう強く要請すべきであります。それそれにつき、総理の答弁を求めるものであります。

第二点は、新ラウンドの交渉開始は、世界経済の活性化と拡大を図る自由貿易体制の維持のために極めて重要であったにもかかわらず、その時期が明確に合意できなかったことであります。我が国は、新ラウンドの交渉開始の早期実現に鋭意努力すべきであります。特に今回のサミットを教訓にして、我が国の関税引き下げの前倒し実施、ASEAN諸国への配慮などを含めてどう対処していかれるのか、総理の見解を伺うものであります。

次に、政治問題についてお伺いいたします。

今回のサミットにおける政治問題の焦点は、米国の戦略防衛構想いわゆるSDIに対する対応であります。結果的には、当初から予想されていたように、フランスなどの慎重な姿勢によって政治宣言にも全く盛り込まれなかったこと、ありま

す。しかし、この問題の議論の中で中曽根総理の立場は、SDIへの支持をサミットの場合で取りつけないとするレーガン大統領の意を受けて、従来の研究に理解という立場を超えて、積極的支持の行動をとったのではないかと疑問を持たざるを得ないのであります。だからこそ西欧諸国のマスコミ報道では、ほとんどが、日本はSDI

I支持というものであったことが伝えられているのであります。

中曽根総理は、SDI問題について西側が分裂して相手に乗せられないことが大事であると述べて、また西ドイツのコール首相との会談では、SDIの研究計画は正當なものであるとの合意をしているのであります。改めて総理にお伺いしたいのであります。西側の結束とは、総理、SDIを共同で支持することと考えているのかどうかという点であります。

去る五月三日に発表されました英国戦略研の年次報告では、SDIは戦略的安定を損なう可能性があるとされており、今後数年間にわたる論争を呼び西側同盟内の亀裂を招くと述べていることをどう総理は評価するのであります。SDIの推進自体に問題があることを率直に認めるべきではないかと思ひます。また、SDIの研究計画がなぜ正當なものと判断されたのか、その根拠を明確に示していただきたいのであります。また、これは従来の研究に理解という態度と異なるのではないかとと思ひますが、総理の御所見を伺いたいのであります。

総理は、SDIについての五条件を示したと言われているのであります。この中で、SDIはABM条約の枠内であるとしておりますが、SDIはABM条約に違反するとの議論もあり、また日本が参加することもABM条約違反になるのではなにかと思われれるのであります。政府はこの点についてどういう見解を持っているのか、明らかにしていただきたいのであります。

いずれにいたしましても、SDIは米国の核戦略体制であり、ソ連を対象としたものであります。こうした構想に、非核三原則を国是とし平和憲法を持つ我が国が積極的に介入すべきでないことは当然であります。総理は、SDIについては積極的に参加も支持も協力もする考えのないことをごに明確に約束すべきだと思ひるのであります。

が、所信を承りたいのであります。(拍手)

今回のサミットは、第二次大戦の終戦四十周年という歴史的な節目に当たって、戦争への反省武力による威嚇と武力行使を慎む共同の責任などが政治宣言に盛り込まれたのであります。当面の問題への対処や駆け引きだけでなく、歴史への謙虚な反省と平和への取り組みが重要であると思ひるのであります。主催国である西ドイツではこうした配慮が行き届いていないにもかかわらず、中曽根総理は、こうした点についての日本の姿勢をより明確に示すべきではなかったかと思ひるのであります。

総理は、戦後四十年を経て我が国の歴史に対する反省をどのように受けとめておられるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。我が国が平和に徹するために、憲法に基づく非核三原則を初め平和諸原則を堅持することであり、特に防衛費の対GNP比一％枠は我が国の自己抑制の平和原則であり堅持すべきであると思ひるのであります。また、総理の見解を改めて伺いたいと思ひます。

また政治宣言で、朝鮮半島の平和統一を支持し、そのための政治環境がつけられることを切望するとしておりますが、我が国として具体的にどのような取り組みをする所存なのか、北側との関係改善を進める考えがあるのかどうか、明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、ソ連との対話を促進し一段と平和な新世界をつくるよう呼びかけた政治宣言を言葉だけに終わらせないために、米ソ関係の改善、ジュネーブでの交渉の進展、米ソ首脳会談の開催などが期待されるのであります。その展望と我が国の果たすべき役割を総理はどのように考えておられるのか、また、懸案の日ソ関係の改善にどう取り組み方針であるか。これらの点を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曽根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣中曽根康弘君 市川議員にお答えをいたします。膨大な御質問をいただきましたので、簡潔にお答えをいたします。

まず第一は、我が国の役割でございます。政府といたしましては、世界経済に占める我が国の地位にかんがみまして、自由貿易体制の維持強化、調和ある対外経済関係の形成、世界経済活性化への積極的な貢献を行う、こういう考えに立ちまして、私たちがサミットで申し上げた日本の仕事、役割を誠実に実行してまいりますつもりでございます。

次に、明年の東京サミットまでに約束が実行できるかどうかという御質問でございますが、約束は的確に実現するように実行いたしてまいりませう。特に、ニューラウンドを推進することについては保護主義を防止するためにも非常に重要な仕事でございます。あらゆる国際機関やあるいは二国間の関係を通じて努力も、あるいは発展途上国につきましても、いろいろ努力もしてまいりたいと思っております。

次に、内需中心の成長の問題でございますが、我が国の経済は輸出の増加が一服していることもありまして、やや生産は今増勢が鈍化しておりますが、設備投資も順調であります。もちろんばらつきはございますけれども、全体としては景気は拡大しつつあります。対外経済問題諮問委員会の提案をよく尊重いたしまして政策運営に当たるといふ四月九日の決定を踏まえ、今後とも内需の伸長等につきましましては民活等を中心にして努力してまいりますつもりでございます。

税制改革につきましましては、サミットで発言しましたことは先ほど山本さんにお答えしたとおりであります。内容は白紙であります。次に、所得税減税等の問題につきましては、いわゆる政策減税等の問題については、本日の幹事長・書記長会議の結果も踏まえまして、政府として適切に対処してまいりますつもりでございます。六十年年度予算におきましては、一般公共事業の事業費は前年度を上回る水準を確保しております。当面、六十年年度予算の執行自体を適切に行うことが重要であると考えております。

次に、民間活力の問題と都市再開発の問題であります。従来より都市再開発関係の予算、税制等の拡充、都市計画及び建築規制の解除、国有地の有効活用等の施策を実行しておりますが、さらに総合的に強力に推進してまいりますつもりでございます。次に、福祉関連社会資本の整備の問題であります。

高齢化社会の進展に対応して、特別養護老人ホームなど福祉関連の社会資本を整備することは非常に重要であると思っております。特別養護老人ホームにつきましましては、社会福祉施設の中でも特に重点的に整備しており、今後とも緊急性の高い地域を中心に努力してまいりますつもりでございます。次に、国際化社会に対応する教育投資の問題であります。

御指摘のとおり、このような教育投資は重大であります。こういう観点から、発展途上国からの留学生の受け入れ、学者、研究者の交流、語学教員の研修等種々の施策を実施しております。これらの教育全体のあり方については現在臨教審において検討中でありまして、答申をいただきまして検討してまいりたいと思っております。

内需拡大の予算措置でございますが、我が国財政を取り巻く環境は極めて厳しい上に、高齢化社会あるいは国際社会の到来等を見込みまして、今後とも財政改革を強力に推進して財政の対応力を回復していく必要がございます。六十年年度予算編成に当たりましては、六十五年までは特例公債依存体質から脱却する、公債依存度の引き下げに努力するという努力目標を掲げ、歳出歳入の両面にわたってぎりぎりの努力を行う必要があると思っております。したがって、厳しい概算要求の基準を設定せざるを得ない状況であると目下考えております。六十年年度におきましても、我が国財政が厳しい状況にあることを踏まえまして、内需の拡大等についても、財政が積極的役割を果たすよう民活等の考えによりまして民間資本を動員

し、民間経済を活性化するということを考えてまいりたいと思っております。大型間接税につきましては、先般来申し上げているとおり、税制改正の内容については白紙でおきます。ドル高是正の問題であります。高金利、ドル高の是正については、米国に対しても指摘してきているところであります。我が国としては、平和と軍縮にとって重要な意味を持つ米ソ・ジュネーブ交渉が早期に実質的に進展を見るよう今後とも積極的に努力して、できるだけ軍事費の削減を図るよう世界的に協力してまいりたいと思っております。

ニューラウンドにつきましては、フランス並びに途上国への働きかけを今後強化してまいらなければならぬと思っております。明年春の交渉開始に向けて一層の努力を行います。このためにも、関税引き下げを初め我が国の市場アクセス改善等については、先般の対外経済対策で決めましたとおりに着実に実行してまいりたいと思っております。ASEAN諸国を初め途上国の関心についても十分配慮を行う必要があり、貿易障壁の軽減、撤廃を通ずる市場の拡大等ニューラウンドのメリットを十分理解してもらいよう途上国にも働きかけるつもりでございます。

SDIの評価の問題でございますが、これは一月の日米会談で非核、防衛、核廃絶を目的とするという説明を受けて、道義的正当性を認めたとのことです。SDI研究につきましましては、研究理解という態度で今次サミットにおいても一貫しておるとしております。

次に、SDIを共同で支持しているのではないかと今度のサミットの会議の結果を論評されておりますが、SDIにつきましましては、各国は固有の立場を現在も持っており、日本は研究に対して理解をするという態度で一貫しておるのでございます。次に、SDIに対して正当性を与えたではない

かという御質問であります。これは誤解でありまして、それは、ジュネーブ会議におけるアメリカの申し出に対してそれを評価した、そういう意味で、ジュネーブ会議に関する点をそういうふうな正当性というふうな考え、評価したという意味でありまして、このSDIに関する問題ではないのであります。

次に、英国戦略研究所の年次報告に言及されましたが、これについては、詳細に内容を調査してみないとこの場で答えることは難しいと思っておりますが、一つの所見ではあるかもしれません。研究した上で参考にしたいと思っております。次に、SDIにつきましては重ね重ね御質問がございましたが、研究に対して我々は理解をしたという態度で一貫しているということを重ねて申し上げる次第であります。

なお、政治宣言における日本の平和への決意でございますが、我が国は、第二次大戦の敗戦による灰じんと荒廃の中から、過去への深い反省に立って、日本を平和と繁栄の国にする決意をしたのであります。そして今や世界の有力な経済大国の地位までなりましたが、これは、一面におきましては世界のおかけでもあり、我が国の努力でもあります。我が国の地位にふさわしい役割を果たすべく決意しているところであります。特に、平和、自由、民主主義の価値というものをさらにかみしめて確認をし、この決意を持って立ち上がってまいりたいと考えて、政治宣言に参加した次第でございます。

GNP一%と防衛費の問題については、守りたいて従来から申しているとおりでございます。朝鮮半島の平和的統一の問題については、これは南北両当事者の対話というものが中心でありまして、その環境づくりに我々は引き続き努力してまいりたいと思っております。北朝鮮との関係につきましましては、南北対話の進展を促し緊張緩和の情勢等を十分見きわめつつ、慎重に対応してまいりたいと考えております。

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号

帰国報告についての発言に対する市川雄一君の質疑

帰国報告についての発言に対する米沢隆君の質疑

九〇四

米ソ関係の改善につきましては、米ソ・ジュネーブ交渉については直ちに合意が可能であるという甘い見通しは持っておりません。しかし、アメリカもソ連も、昨日来の新聞やテレビを見ますと、アメリカ大統領がソ連のゴルバチョフ書記長に対して手紙を出したとか、ゴルバチョフ書記長がアメリカ大統領に対して電報を打って、四十周年記念というものをお互いに意義あらしむる行為をとって、お互いが核廃絶を願っているという趣旨の内容であったと記憶しておりますが、これらの考え方を我々は評価するものでありまして、既にアメリカ大統領はゴルバチョフ書記長を招待しております。したがって、できるだけ早期に米ソ首脳会議が行われるようにと、私は、サミットの場合におきましても米大統領に勧告をいたしましたのであります。できるだけ早期にこれが行われて、全世界が安心できる体制に向かうように、今後とも積極的に努力してまいります。

日ソ関係につきましては、領土問題を解決して平和条約を締結するという基本的立場を踏まえ、さらに対話を拡充し相互理解を徹底するように努力してまいります。

残余の答弁は外務大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 市川議員にお答えをいたします。

SDIの問題につきましては、もう既に総理から詳細にわたって御説明がございました。我が国としては理解の域は出ておりません。今回のサミットにおきましても、SDIの研究を理解する、こういう線で一貫をしておることをはっきりと申し上げておきます。

なお、SDIにつきましてはの五条件についてお話をございましたが、政府は、A B M条約に基づく締約国の義務等につき有権的に解釈する立場にはありませんが、一般的にはA B M条約は研究を禁じていない、こういうふうな承知をいたしております。また米国は、SDIの研究につきまして、A B M条約を含むいかなる条約上の義務にも背馳することはない旨明らかにしておる次第であります。

次に、朝鮮半島問題につきまして総理からもお答えがございましたが、現在、南北の対話が行われております。我々は、この対話を促進するため環境づくりに努力していかねばならないと思っております。例えば、韓中間の交流に側面的に協力したり、あるいはまたソウル・オリンピックの成功を期待するなどにより、政府としても従来より努力をしております。今後とも米国や中国等と緊密に協力していく方針であります。また、日朝関係につきましては、今後とも経済、文化等の分野における交流を維持していく考えであり、同時に、南北対話の今後の推移、朝鮮半島をめぐる国際情勢等を総合的に勘案しながら対応してまいりたいと考えております。

日ソ関係につきましては、我が国の基本方針はあくまでも領土返還を確保して平和条約を結ぶというところでございます。昨年来、我が国のイニシアチブによりまして日ソ間に種々のレベルでの対話、交流が行われてきておりますが、今後とも日ソ間の対話の強化拡大を通じて相互理解を増進し、日ソ間の諸懸案の解決に近づくべく努力をしていくと考えてございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 米沢隆君。

〔米沢隆君登壇〕

○米沢隆君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となりました中曽根総理のボン・サミットからの帰国報告に関して、若干の質問を行います。

私は、世界の平和と繁栄に重大な義務と責任を共有する西側自由陣営の首脳が一堂に会して、当面する国際的諸課題について率直な意見交換を行い、その一致点を見出しつつ互いに協力していくというサミット開催の意義を正當に評価するものであります。しかし、今回のサミットは、戦略防衛構想いわゆるSDIや、新しい多角的貿易交渉いわゆる新ラウンドなど、主要テーマをめぐってフランスとアメリカなど各国との対立がこれまでになく目立ったサミットであったという印象が強く残りました。発表された政治宣言、経済宣言、議長総括は、その対立をどうやら克服して最大公約数を盛り込んだ苦心の作となっておりますが、西側諸国の協調と結束という表面的な一致を求め余り、それは玉虫色の合意にとどまり、現状認識とその問題提起はあれども、問題解決のための政策手段は示されないという嫌いが若干あります。これは否めない事実であります。各国の利害の調整の難しさを改めて痛感いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

さて私は、このような認識を踏まえつつ、表面に出ない部分をできるだけ明らかにしたい。また、サミットで議題となりました国際政治問題について質問をいたします。

まず第一は、米ソの緊張緩和を中心とする東西関係の改善の展望についてであります。

御案内のとおり、ジュネーブにおける米ソ軍縮交渉の再開は、過去数年間にわたって冷却化を続けていた米ソ関係、東西関係を徐々に改善させていくための糸口になるものでありまして、まことに喜ばしいこととあります。その意味で、今回のサミットは、世界平和に大きな責任を持つ先進諸国が相互の連帯を一層強化しつつ、米ソのデタント回復と東西関係改善への動きを本格的なものにし、それを定着化させていくため、この際何事かがなされねばならない、これが今回のサミットに与えられた重要な課題の一つであったと言っても過言ではないと思えます。

そのような観点から、私も民社党は、サミットに出席する中曽根総理に対し、当然のことながら、来るべきサミットの場合において我が国が、世界平和の基礎をなす米ソのデタント回復と東西関係の改善に向け、アメリカに対しなお一層の努力を尽くすよう求めること、特に再開された米ソ軍縮交渉の前進と核軍縮の実現を強く要求するとともに、米ソ首脳会議の早期開催を促すことを総理に要請いたしました。今回、その政治宣言において、ジュネーブの米ソ軍縮交渉を歓迎し、米国の対ソ提案を評価するとともに、同交渉で合意が得られるようソ連の積極的かつ建設的行動を呼びかけられたことは、時宜を得た有意義なものであったと評価するにやぶさかではありません。ただ、各国の認識の仕方に問題があったのではないかと思われます。その観点から、以下四点についてお尋ねしたいと思います。

まず第一に、今回のサミットにおいて、かかる課題につき各国首脳の間でどのような議論が展開されて、どのような認識の一致が確認されたのか。

第二に、その際我が国としては、どのような意見表明と行動をなされたのか。第三に、米ソ軍縮交渉と米ソ首脳会談の早期開催の今後の見通しにつき、どのような感触を持たれたのか。また、その前進のためには今後の課題は那边にあると考えられるか。第四に、各国首脳の間では、ソ連のゴルバチョフ政権の誕生は東西の緊張緩和にとってどのような影響があると受けとめられているのか。また、それは日米欧の間で一致しているものかどうか。以上、四点につき一括して総理の御答弁を求めます。

次に、今回のサミットの一つの焦点となりましたアメリカのSDIについて質問いたします。

我が党は、従来からSDIについては、これが日本を含む自由陣営全体の安全に役立つものか、核軍縮を促進し核兵器の廃絶につながるものか、それが防衛兵器であり非核兵器であるか、そしてSDIの研究が新たに米ソの宇宙軍拡競争を拡大することにならないかなど、これらの諸点を十分に解明した上で我が国は慎重に対処すべきであると主張してまいりました。

さて総理は、サミット出発前の記者会見や五月二日の日米首脳会談などにおいて、再三にわたって自由世界の安全保障は不可分であるということと表明され、SDIへの対応を含めて西側の結束の重要性、必要性を強調しておられました。それは聞きよるによつては、あたかも総理は、米ソ軍縮交渉に当たりSDIの戦略の有効性を考慮され、NATOの戦略も含めて日米欧が一体となってソ連に当たるという集団的自衛権に類似した考え方を打ち出しているようにも見えました。すなわち、我が国が対ソ世界戦略の一翼を担う姿勢を一

段と明確にしたような印象を受けましたが、西側の結束の重要性を強調される中曾根総理の真意は一体どこにあったのでございましょうか。

また今回、SDIについて玉虫色の合意にとどまった最大の理由は、フランスの反対にあったことは周知のとおりであります。ミッテラン大統領は、サミット後の記者会見でSDIに対する不参加を表明したと伝えられますが、フランスの反対理由とフランスのSDIに対する不参加問題を総理はどのように考えられますか、今後またアメリカはどのような動きをしていくと見ておられるのか、あわせて御質問をいたします。

さて総理は、今回のサミットでは、SDIについては研究に対する理解以上の態度を踏み出していない、研究参加は今後検討するということでありました。しかし今後、アメリカからの研究参加要請、技術協力要請は執拗に行われると見なければなりません。この際、改めて、政府としては今後どのような方針で臨まれるのか、なお安倍外務大臣は、サミット後の記者会見でSDIに対する態度表明の時期については本年九月以降となろうと言われたとされておりますが、総理としてはいつごろまでをめどにその態度を明確にされるのか、総理の御見解を承りたいと思ひます。

次に、経済問題について御質問いたします。御承知のとおり、目下世界経済は、アメリカの景気回復に支えられて、発展途上国や一部の国を除いて比較的順調な回復を続けております。しかしながら、各国経済の現状を見ますと、おのおの山積する難問題を抱えており、早急な対策を講じなければ世界経済に暗雲を投げかける事態にもなりかねません。現在の世界的景気回復の原動力と

なりましたアメリカ経済は緩やかな成長軌道へ移りつつあると言われますが、御承知のとおり、財政赤字と経常収支赤字という巨額な双子の赤字を抱えており、この解決こそ今回サミットのキヤッチフレーズになりましたインフレなき持続的成長を達成する上で重要なかぎを握っていると言えましょう。また、それゆえのアメリカの高金利、ドル高は、対米輸出増を通じて各国の景気回復を容易にしている面もありますが、途上国に債務負担の増大をもたらし、各国の景気刺激策を制約するなど世界経済に大きな影響を与えている面も見逃せない事実であります。

同時に、高金利、ドル高は貿易収支の不均衡の拡大を招いております。昨年の貿易統計によりますと、我が国の対米黒字は一昨年に比べ急激に増加して三百三十億ドルにも及び、史上最高の黒字を記録いたしております。年度別に見ましても、五十九年度の貿易収支は全体で四百六十億ドルにも達しております。対EC諸国に対する黒字額も百億ドルを超え、同じく史上最高を記録しております。このような我が国の大幅な貿易黒字を背景として、サミット開幕前にはこれがジャパン・プロブレムと言われ、日本に非難が集中するのではな

いかと予想される事態にもなっております。しかし、経済問題で最大の焦点であった新ラウンドの問題で、交渉の開始時期を明示するかどうかをめぐる日本、アメリカ、イギリス、西ドイツなどとフランスとの対立の險に隔れて日本への集中非難が回避できたことは、全くの好運であったと言わなければなりません。しかし、問題の解決はまさにこれからだというのが本当のところだろうと思ひます。

このように、日本の置かれた立場は重大であります。私はこの際、今回のサミットにおいて討議された主要先進国の財政赤字問題、為替と国際収支の問題、ヨーロッパの失業問題、開発途上国の累積債務問題、アフリカの飢餓問題を含めた南北問題等々一連の討議の中で、日本は一体何を約束してきたのか、その約束の履行はどうか、今後どうするか、これが重要な課題であると思ひます。まず、経済宣言の総括をされる中で日本の責任と役割について、総理の見解を求めます。

次に、今回最大の焦点でありました新ラウンドについて御質問いたします。

新ラウンドは、アメリカの財政赤字や貿易赤字、欧州の一〇%を超える高失業率を背景に各国で台頭しつつある保護貿易主義を抑制し、自由貿易体制を維持発展させるため、我が国が提唱、推進してきたものであります。しかし、政府の努力にもかかわらず、昨年に引き続きフランスやイタリヤの強い抵抗に遭い、今回の経済宣言に示されておりますように、交渉開始の時期はできる限り早期にとか合意できず、我々のほとんどは一九八六年中であるべきだと考えるという表現にとどまらざるを得なかつたことは、まことに遺憾であります。

総理は、今回の経緯を顧みて、何が障害であるかと認識されているのか、また今後、国際的合意への環境づくりは我が国の大きな課題だと思われま

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号 帰国報告についての発言に対する米沢隆君の質疑

スが参加できる条件と環境が生まれるとお考えか、また、そのため日本として今後どのような努力を尽くす方針か、政府の見解を求めらるるものと見ます。(拍手)

第二に、経済宣言に、相当数の先進国及び途上国が新ラウンドに活発に参加することが肝要であるとの合意がなされておりますが、途上国の参加については一部では批判的な意見も強いと聞きま

さて次に、世界経済における我が国の役割について御質問いたします。 今回の宣言の特徴として、世界経済がインフレーションを達成するため、マクロ経済政策で参加七カ国が実施すべき政策が列挙されております。 我が国は、市場アクセスの改善、輸入の拡大、市場機能の強化などを約束しておりますが、七月に策定される中期の市場開放行動計画にそのすべての解決をゆだねるのであります。このほかに対外的約束を実施する施策を場合によつては別途つくられる方針か。これからの一連の市場開放によつて日本が目に見える効果を上げて黒字減らしを履行できなければ、来年の東京サミットは対日批判一色になる可能性が

総理は、サミット出発前の対外経済政策推進本

部の会合の席上、聖域なしの市場開放を表明されましたが、それに対して農民や農業団体は、一層強まるであろう農業への風圧に大きな不安と危機意識を強めております。この際、改めて、七月の市場開放行動計画策定並びに来るべき新ラウンド交渉における農畜産物の取り扱いにつき配慮がなされるべきであるという観点から、今後の方針をお伺いいたします。

最後に、今後の我が国の経済政策のあり方につき御質問をいたします。

御承知のとおり、世界経済の動向を左右するアメリカの実質経済成長率が、本年の第一・四半期に年率一・三％という予想外に低い水準に落ち込んだのは御承知のとおりであります。世界経済が今後順調に拡大できるかどうかは、これまでのアメリカ経済牽引型から、アメリカ、日本、欧州諸国による役割分担型の経済成長に転換できるかどうかにかかっているものであります。我が党はかねてより、我が国が速やかに政策転換を行い、積極経済政策による内需拡大と市場開放を行うべきであると主張してまいりました。この際、政府は、今までのような場当たり的な対応を繰り返すのではなく、外需依存の経済運営を改め、個人消費の拡大、社会資本投資の拡大、実効ある民間活力の活用によつて、中長期にわたる本格的な内需拡大策の履行を行ってまいりたいと考えています。そのため、相当規模の所得減税、政策減税の年内実施、投資減税の拡充、労働時間の短縮など、国会にけたを預けるだけではなく、これが実現のためには総理主導の解決を強く求めるものであります。

総理は、今回のサミットにおきまして、日本は三十六年ぶりに大規模な税制改革をやる、これは

内需拡大に資するものだと大見えを切られたところであります。となりますと、少なくとも来年の東京サミットまでには、減税なり労働時間の短縮なり、すべてを実現することが総理の国際的な約束だと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 米沢議員にお答えをいたします。〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 米沢議員にお答えをいたします。 まず第一問は、米ソ交渉とデタントの問題であります。 平和と軍縮にとって重要な意味を持つ米ソ・ジュネーブ交渉の成功のため、サミット国が連帯して取り組むことの重要性について、参加首脳の間では広く意見が一致した次第であります。私は、米ソ首脳会談の早期実現を初め東西対話促進の重要性を強く訴えまして、このような主張は政治宣言にも反映したところでございます。

緊緊張緩和の見通し、米ソ首脳会談の見直し等でございますが、米ソ・ジュネーブ交渉につきましては、直ちに合意が可能との見通しは甘いと思いません。しかし、ソ連の積極的かつ建設的な対応を期待しております。米ソ首脳会談については、米ソは既にゴルバチョフ書記長を招待しております。ソ連側も前向きな姿勢であります。すなわち、四月八日のブラウダによりますと、ゴルバチョフ書記長は、ブラウダ編集長との会見で、米ソ首脳会談の可能性について肯定的な態度が双方から表明されたということができ、その実施の時期と場所は今後合意の対象となると述べたと

言われております。これがもし真実であるとす

るならば、我々は大いに歓迎し、促進していきたくと考えておるところでございます。

ゴルバチョフ新政権に対する見方でございますが、サミット参加国の首脳の大方向の見方は、ゴルバチョフ書記長は新しい型のソ連の指導者である、そしてゴルバチョフ書記長の今後の指導力の発揮に期待を寄せてはいるが、ソ連は集団指導の国でもあり、当面新政権の出方を慎重に見守る必要があるという点で一致いたしました。米ソ首脳会談の開催につきましては、私よりレーガン大統領に対して、できるだけ早くゴルバチョフ書記長と会談すべきである。あるいは九月に国連総会があるかもしれない、あるいは十月に国連成立の記念日があるかもしれない、あらゆるチャンスをつかまえてなるだけ早くやる方がいいと思う、仮にその場合、意見が対立しても、あなたの考え方をソ連の指導者に直接話すというところに意味がある、また相手方の意見を直接聞くという点に意味がある、そういうことを申して、これを激励したのであります。

次に、INFとサミットの関係でございますが、中距離核戦力いわゆるINFの分野においては、米ソと欧州諸国との間で従来から緊密な連絡と協議が行われておりまして、意見の相違はありませんが、フランスのミッテラン大統領も前のウィリアムズバーグ宣言には署名もして賛成もしておるわけでありまして、アメリカとINFの欧州配備については欧州各国との間でほぼ予定どおり進んでおるわけでありまして、今次サミット宣言においては、INFを含む現存する核兵器の水準の意

国の積極的な提案を評価し、同交渉において有意義な合意が達せられるようソ連の積極的かつ建設的な行動を要請した、こういう次第であります。

次に、SDIに対するフランスの態度等の御質問でございますが、今次サミットでは、SDIについては主として米国の考え方の説明を聴取したということでありまして、西側の結束が乱れているということはありません。アメリカは、日米首脳会談の場におきましては、今後ともフランスも含めて各国とも緊密に協議していくということをお願いし、私もさきに申し上げました五原則を示して、意見の一致を見た次第なのであります。

軍縮の促進の問題でございますが、ジュネーブ交渉を成功させよう、これを促進しようという点においてこれは一致して、乱れた点はございませぬ。SDIにつきましてはこれから各国が独自に検討していく、こういうことであり、軍縮一般については、これを相ともに連帯の上に立って進めよう、環境醸成に協力しようという点において一致しておるわけでありませぬ。

SDIに対する研究参加の時期と対処の方法の御質問でございますが、今次サミットにおきましては米国の考え方を聞いたと前に申し上げたとおりでございます。今後研究参加の問題については慎重に検討していくという態度で一貫してまいりました。

朝鮮半島の問題でございます。またアジア対策の問題でございますが、アジアの平和と安定のために、中国の近代化努力に対する協力、朝鮮半島における緊張緩和及びカンボジア問題の早期解決のための環境づくりに対する努力が不可欠であると考えております。かかる考え方につきま

ては、従来よりサミット参加国間には一致した認識がございます。特に朝鮮半島問題につきましては、南北当事者による平和的解決を可能とするような環境醸成を切望するとの認識をサミット参加国の同意を得て政治宣言で言及したということ、意義があったと思っております。また、カンボジア問題につきましても、今次サミットの場におきまして、右の従来からの認識を参加国で再確認したというところでございます。

経済問題に関するサミットでございますが、今次サミットは、御指摘のインフレなき持続的成長を阻む要因、保護主義とか各国の財政赤字とか、そういう問題が生まれているときに行われたものであり、ややもすればお互いに非難し合う危険性もございましたが、むしろ自分たちの持つておる問題に積極的に取り組んで、持続的な世界的経済成長へ向けてのおの責任を果たそうというところで一致いたしました。自由貿易の強調、保護主義に対する闘い、こういう点においては強く結束して団結していくという点において明らかに一致しておるのであります。そのほか、ODAの問題あるいは発展途上国に対する配慮、市場開放等々あるいはアフリカ援助に対する共同一致の対処措置等につきましても合意ができましたことは評価すべきであると考えます。

ニューラウンドに関する農業やフランスの扱いの問題でございますが、フランスは御指摘のとおりヨーロッパにおける共通農業政策を重要視しておりまして、これが崩されることについて非常に危険を感じておったのではないかと想像いたしております。また、我々がニューラウンドを進めていくにつまましては、これらのフランスの考えも

検討しつつ発展途上国の利害について十分配慮する必要がありますと思っております。こういうような考えに立ちまして、今後ともOECDそのほかのあらゆる機会を通じて努力いたしてまいりたいと思っております。フランスも、先般行われたOECDの閣僚理事会におきましては、なるだけ速やかに交渉を開始するという点においては一致したわけでありませぬ。したがって、内容とか進め方について問題がありましておると考えますので、内容や進め方について十分理解を得られるように今後とも努力してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、ニューラウンドにおける事務レベルの問題でございます。

この夏の終わりにまで高級事務レベルにおける準備交渉を行いまして、交渉の事項及び態様について広いコンセンサスを得るようになす努力する必要があります。このような考えに立って早速始めたいと思っております。

途上国の参加促進策につきましては、貿易障壁の軽減、撤廃を通ずる市場の拡大等新ラウンドのメリットを十分途上国に理解していただくよう努力することが必要であり、先進国及び途上国が相ともにお互いに平等に交渉に参加して行うということが大事であり、また内容についてはフランスのとれたパッケージによる内容を指すということが大事であると考えております。これらにつきましても、途上国の理解も得るようになすべく努力してまいりたいと思っております。

アクションプログラム策定につきましては、全省庁が策定委員会を設置して鋭意検討中でありませぬ。この対象期間は原則として三年以内。アク

アクションプログラムの内容は、関税それから輸入制限、基準認証・輸入プロセス、政府調達、金融・資本市場、サービスの六項目を包含しているものと考えております。

次に、この行動計画における農産物の取り扱いの問題であります。

アクションプログラムの策定に当たりましては、原則自由、例外制限という基本的視点に立って対応しております。この場合、例外として取り扱われる制限分野に属させるものは、国家の安全とか環境保全とか国民生活の安定維持あるいは安全にかかわるもの、その他国際的にも十分説明し得るものに限る必要がある、そのように考えております。農業については、国民生活あるいは国民経済における役目等々も十分考慮して、その特殊性に留意しつつ行うべきものであると考えております。

次に、内需の振興の問題でございますが、我が国経済は、輸出の増勢が一服している等もありまして生産がやや増勢鈍化しておりますが、全般的には景気は、ばらつきがあるものの緩やかに上昇していると考えております。対外経済問題諮問委員会の提案等も十分尊重して政策運営に当たるとして四月九日の決定を踏まえ、今後とも民衆、民衆中心の経済成長の達成を図ってまいりたいと思っております。

減税につきましては、先般来申し上げておるところでございますが、内容については白紙でございます。今国会における各政党間の話し合いにつきましても尊重してまいりたいと思っております。

最後に、労働時間の短縮の問題でございますが、労働時間の短縮は、労働者の生活の充実、国際化への対応等の観点に加え、消費機会を増大さ

減税につきましては、先般来申し上げておるところでございますが、内容については白紙でございます。今国会における各政党間の話し合いにつきましても尊重してまいりたいと思っております。

最後に、労働時間の短縮の問題でございますが、労働時間の短縮は、労働者の生活の充実、国際化への対応等の観点に加え、消費機会を増大さ

減税につきましては、先般来申し上げておるところでございますが、内容については白紙でございます。今国会における各政党間の話し合いにつきましても尊重してまいりたいと思っております。

最後に、労働時間の短縮の問題でございますが、労働時間の短縮は、労働者の生活の充実、国際化への対応等の観点に加え、消費機会を増大さ

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第二十六号

帰国報告についての発言に対する米沢隆君の質疑

せ内需を拡大するという観点もありまして、必要であると考えます。週休二日制の普及、年次有給休暇の消化促進等を重点に、その促進に引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上で御答弁を終わりにいたします。(拍手)

○副議長(藤間田清一君) 工藤晃君。

〔工藤晃君登壇〕

○工藤晃君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、総理のボン・サミット婦国報告について質問します。

本年は、第二次大戦終了四十年であり、広島、長崎被爆四十年であります。ボン・サミットの政治宣言は、第二次大戦からの歴史の教訓について述べております。今日、第二次大戦からの教訓を学ぶことは非常に重要であります。問題は何を学ぶかであります。唯一の被爆国国民が最大の教訓にしなければならぬことは、核戦争を絶対に許してはならないことであり、この四十年間、核兵器は恐ろしい勢いでふえ続け、地球上既に五万発あると見られ、人類全体が核による絶滅の危機に直面しております。今も第三次世界大戦が起これば、核戦争になることは避けられませんが、この核戦争を阻止するためには、核兵器をなくすことこそ急務であります。

本年一月の米ソ外相共同声明に基づいて現在ジュネーブで行われている米ソ交渉は、明確に、あらゆる領域での核兵器の完全廃絶を交渉の目標として掲げています。米ソがその気にさせなれば、核兵器廃絶という人類の願いが実現に向かう局面が開かれております。第二次大戦四十年に当たってその教訓を学ぶとするならば、サミット

でも核兵器廃絶の目標を明確に掲げるべきでありました。サミット直前の党首会談で我が党の不敏委員長が、あなたにそのことを強く要請したとおりであります。ところが、どうしたことですか。政治宣言にはこのことが一言も触れられていません。いやしくも世界で唯一の被爆国としての第二次大戦の痛苦の教訓を学ぶというのであれば、総理は、核兵器廃絶を人類死活的緊急課題として宣言に盛り込むよう、断固主張すべきだったではありませんか。総理、あなたは一体そのことを主張されたかどうか、答弁を求めます。(拍手)

また、政治宣言は、核兵器廃絶に言及しないだけでなく、ジュネーブ交渉で核兵器廃絶を十年先とか来世紀の問題として事実上棚上げしているレーガン大統領の立場を支持し、我々はアメリカ合衆国の積極的な提案を評価していると言っていることは重大であります。我が党は党首会談でも、核兵器廃絶の公約棚上げへの懸念を表明し、総理に米ソ双方が核兵器廃絶の合意実現を交渉の中心目標として正面から追求するよう、総理がそのため努力されるよう要請しましたが、あなたは反対に、事実上の核兵器廃絶棚上げを支持するといっているのでしょうか。総理の立場を明確にしてください。(拍手)

政治宣言の中に、ジュネーブ交渉における「アメリカ合衆国の積極的な提案を評価する。」との表現が入っていることについて、アメリカ側は、公式にはこれにはSDIは含まれていないとしながらも、背景説明では、SDI研究はサミットの場で各国から理解を得られたと説明するなど巧みな使い分けをしている事実があります。総理、あなたは「アメリカ合衆国の積極的な提案を評価す

る。」という表現の中にSDIは含まれていると考えるかどうか、明確な答弁を求めます。アメリカがSDI問題でサミット参加国の支持を取りつけようとしたことから、SDI問題はボン・サミットの焦点の一つとなりました。しかし、結果は、フランスやカナダが研究への参加を公式に拒否し、研究参加を公式に表明したのはドイツとイタリアだけでした。そのほかイギリスは民間ベースでの参加の意思表明をしましたが、そのイギリスさえ、ハウ外相はSDIに強い疑念をあらわしています。このように、西ヨーロッパ諸国のSDIへの疑念は極めて深刻であり、アメリカの孤立が懸念されてきたとき、中曽根首相は、各国首脳との個別会談などを通じ、SDIでの合意取りまとめで積極的に動いた、米国の下請の印象が極めて強かったと報道されていることは極めて重大であります。ヨーロッパの新聞は、中曽根首相はSDI全面支持と報じたほどであります。総理は、ボン訪問中、各国首脳との個別会談を含めて、どのようなことをやってこられたのか、詳しく国会に報告すべきでありますし、そのことを求めるものであります。

総理、SDIで核兵器を廃絶できるという宣伝ほど人を欺くものはありません。核兵器を廃絶すれば、宇宙から核兵器を撃ち落とす必要もなくなるではありませんか。この当たり前のことをサミットでなぜ堂々と述べなかつたのですか、答弁を求めます。

SDIが使われるときは、核戦争が始まったときであります。そのとき人類が受ける被害が甚大なことは変わらないのであります。また、SDIを使う側は、それで優位に立つことによって核戦争開始の誘惑を大きくすることでしよう。さらに、SDIにはエックス線レーザーの応用など核爆発を利用する第三世代の核兵器が使用されようとしております。SDIの開発は、SDIをくぐり抜ける核兵器の開発や、SDIを破壊する兵器体系の開発を促し、宇宙での軍拡を含め、核軍拡の悪循環を新たな次元に推し進めることは必ずではありませんか。最近発表されたイギリスの国際戦略研究所の年次報告は、SDIの推進で軍縮は新たな困難に直面すると指摘したと伝えられました。当然のことだと考えます。

総理、これでもあなたは、SDIは核兵器の廃絶をもたらすとか核戦争を押しとどめるといふことを信じられますか。核戦争を阻止できるのは、SDIを開発する技術ではなくて、核兵器廃絶の政治的意思ではありませんか。あなたは、今この場で、被爆国日本の首相として、レーガン政権のSDIを一切支持しない、それに協力しないと表明すべきであります。明確な答弁を求めます。(拍手)

日独伊の軍国主義、ファシズムの侵略から始まった第二次大戦から今日学ぶべき深刻な教訓は、一切の帝国主義、覇権主義による諸民族の主権じゅうりんを許さないこととあります。グレナダ、ニカラグアであれ、アフガニスタンであれ、諸民族の主権じゅうりんを許してはならないというところであります。レーガン政権は今ニカラグア政府を打倒するための干渉を強めております。五月一日ニカラグアに対し全面禁輸など経済制裁措置をとると発表しました。この経済制裁一つとっても、レーガン政権がやっていることは、国際法上確立した不干渉の義務違反でありませんか。

争開始の誘惑を大きくすることでしよう。さらに、SDIにはエックス線レーザーの応用など核爆発を利用する第三世代の核兵器が使用されようとしております。SDIの開発は、SDIをくぐり抜ける核兵器の開発や、SDIを破壊する兵器体系の開発を促し、宇宙での軍拡を含め、核軍拡の悪循環を新たな次元に推し進めることは必ずではありませんか。最近発表されたイギリスの国際戦略研究所の年次報告は、SDIの推進で軍縮は新たな困難に直面すると指摘したと伝えられました。当然のことだと考えます。

総理、これでもあなたは、SDIは核兵器の廃絶をもたらすとか核戦争を押しとどめるといふことを信じられますか。核戦争を阻止できるのは、SDIを開発する技術ではなくて、核兵器廃絶の政治的意思ではありませんか。あなたは、今この場で、被爆国日本の首相として、レーガン政権のSDIを一切支持しない、それに協力しないと表明すべきであります。明確な答弁を求めます。(拍手)

日独伊の軍国主義、ファシズムの侵略から始まった第二次大戦から今日学ぶべき深刻な教訓は、一切の帝国主義、覇権主義による諸民族の主権じゅうりんを許さないこととあります。グレナダ、ニカラグアであれ、アフガニスタンであれ、諸民族の主権じゅうりんを許してはならないというところであります。レーガン政権は今ニカラグア政府を打倒するための干渉を強めております。五月一日ニカラグアに対し全面禁輸など経済制裁措置をとると発表しました。この経済制裁一つとっても、レーガン政権がやっていることは、国際法上確立した不干渉の義務違反でありませんか。

日独伊の軍国主義、ファシズムの侵略から始まった第二次大戦から今日学ぶべき深刻な教訓は、一切の帝国主義、覇権主義による諸民族の主権じゅうりんを許さないこととあります。グレナダ、ニカラグアであれ、アフガニスタンであれ、諸民族の主権じゅうりんを許してはならないというところであります。レーガン政権は今ニカラグア政府を打倒するための干渉を強めております。五月一日ニカラグアに対し全面禁輸など経済制裁措置をとると発表しました。この経済制裁一つとっても、レーガン政権がやっていることは、国際法上確立した不干渉の義務違反でありませんか。

国連総会は、一九七〇年の国際連合憲章に従う
 国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則
 についての宣言の決議、七三年の天然資源に対す
 る永久的主権の決議でも、このような経済制裁を
 はっきりと非難しております。今回の政治宣言で
 も、自由、民主主義の諸原則の重要性を強調して
 おりますが、それとどう合致するのでしょうか。

安倍外相はアメリカのニカラグアへの経済制裁
 に理解を示されましたが、これは許されないこと
 であります。総理も安倍外相と同じ考えでしよ
 うか。総理、国民の意思によって成立した政府を自
 分の気に食わない政府であるから踏みつぶそうと
 いう乱暴きわまりない民族自決に対する侵害を絶
 対に支持してはならないし、加担してはならない
 のであります。レーガン政権のニカラグア干渉に
 対し、はっきり反対を表明すべきだと考えます。
 答弁を求めます。

次に、経済問題で伺います。
 今、アメリカの大軍拡、財政赤字に起因する高
 金利、ドル高は、アメリカの一千億ドルを超える
 貿易収支の赤字、債務国への転落を招いたばかり
 か、世界経済の危機を長引かせ、貿易摩擦を激化
 させ、発展途上国の累積債務問題を一層深刻にす
 るなど世界経済に悪影響を及ぼしております。こ
 の深刻な問題に対処するには、アメリカに軍縮を
 求め、財政赤字、高金利、ドル高の是正を求める
 ことがどうしても必要であります。総理は、なぜ
 このような自主的立場に立つ主張をされなかつた
 のか、答弁を求めるのであります。
 日米経済摩擦で、これまで政府は、アメリカの
 市場開放要求に譲歩を重ね、国民生活、農林水産

業、中小企業に犠牲を押しつけてきました。四月
 九日の対外経済対策に続き、ボンでも日本の譲歩
 が続けられようとしたことは重大であります。安
 倍外相は、シュルツ國務長官から一千万トンの穀
 物輸入を要請されましたが、その場ではっきり断
 られたのかどうか、答弁を求めるものでありま
 す。

我が国貿易黒字の国内的要因については、
 日本の大企業の国際競争力を異常に強くしている
 低賃金、長時間労働、非人間的超過労働、乾
 いたタオルも絞り上げるような下請中小企業支配
 にあります。日本の労働者の年間総労働時間は、
 アメリカと比べ二百五十四時間、西ドイツと比べ
 ると五百三十九時間も多いためです。小型車
 一台のコストに占める人件費は、日本はアメリカ
 の一七割にすぎません。この驚くべき労働条件格
 差を放置したままでは、日本が貿易摩擦を引き起
 こすことは明らかではありませんか。総理は、ポ
 ン・サミットでは、このような日本の労働条件の
 是正の方向を提示してはおりません。総理、あな
 たは、引き続き我が国の労働者に劣悪な労働条件
 を押しつけ、大企業の輸出競争力を一層強めよう
 というのですか。答弁を求めるものであります。

総理は、日本の役割として、三十二年ぶりの大
 幅な税制改革の実行を表明されました。この税制
 改革の内容は一体何ですか。この国会で総理が税
 制改革の内容として強調されたのは、国民が強く
 反対している大型間接税の導入に着手することだ
 ではありませんか。このような税制改革を総理はな
 ぜ国際的に公約してこられたのですか。これは国
 民への重大な裏切りではありませんか。答弁を求
 めます。

最後に、核兵器廃絶を世界政治の中心課題とし
 て位置づけ、民族自決権を守るとともに、国民の
 生活と権利の擁護のためさらに奮闘する我々の決
 意を述べて、私の質問を終わります。(拍手)
 「内閣総理大臣(中曾根康弘君) 工藤議員にお答
 えをいたします。
 まず、核兵器廃絶とサミットの問題でございま
 すが、この点につきましては、米ソ首脳会談を促
 進するように私から促した次第でございまして、
 核兵器廃絶のために一生懸命努力しておるところ
 でございます。

次に、核兵器の廃絶に関しましては、今回の政
 治宣言等におきましては、自由、平和、民主主義
 の価値において我々が再び結束する、そしてジュ
 ネーブ会談を支持する、米国の提案を評価する、
 そういうことを言っております。アメリカ側
 は、ゼロオプショーンいわゆる核兵器をゼロにする
 ところまで努力しようということをおっしゃるの
 でありまして、そういうようなことも含まれてい
 るということをお認め願いたいと思っております。
 その次に、SDIに関する問題でございませ
 んが、一月の日米首脳会談におきまして、非核であ
 り防衛兵器であり核兵器の廃絶を目指すという意
 味において道義的正当性を認めて理解すると申し
 たのでありまして、それ以上は出ないと一貫して
 申し上げておるとおりであります。

その次は、個別会談においてSDIの取りま
 めに走ったのではないかと御質問であります
 が、そういうことは全くございません。各国は、
 おのおのSDIにつきましては固有の立場をお持
 ちでございます。私は、日本は理解をするという

立場であり、米國に対して五原則を言っ、米國
 も同調した、そういうことはドイツその他に申し
 たとおりであります。
 さらに、核兵器の廃絶につきましては、先ほど
 申し上げましたように、アメリカの大統領の書簡
 あるいはソ連の書記長のアメリカ大統領に対する
 電報等によりまして、両方とも核兵器の廃絶を目
 指しておるようでありまして、我々は熱心にこの
 態度を支援していきたいと考えております。

次に、ニカラグア問題でございませうが、我が國
 は、かねてから中米問題の解決につきましては、
 コンタドーラ・グループによる域内の和平努力を
 強く支持しており、今後その考えであります。
 それと同時に、地域における民主主義、社会の安
 定という問題も重要ではないかと思っております。
 次に、休暇の問題でございませうが、週休二日制
 の一層の普及あるいは年次休暇をできるだけ十分
 とるようになる、こういうようなやり方によりま
 して、労使の自主的努力を基本にして一層拡充し
 てまいりたいと思っております。次でございませう。
 税制につきましては、将来の課題として我が國
 も税制改革を考えているということを発言したの
 であり、内容については白紙であります。
 残余の答弁は外務大臣からいたします。(拍手)

「國務大臣(安倍晋太郎君) ボンにおいて行われ
 ました日米外相会談におきまして、シュルツ長官
 より、一千万トンを上限として米國産穀物を我が
 國が援助用として購入する、こういうアメリカ側
 の構想が提示されたわけでございませうが、これに
 対しまして私からは、我が國の穀物援助は年間三

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号

農業災害補償法の一部を改正する法律案 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件外二件

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について

十万トン程度であること、また開発途上国産穀物の使用を優先することになっておる、こういうことから、米側が言っておりますような一千万トン構想に及ぶことは到底困難である、こういうことを丁重にお答えをした次第であります。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(勝間田清一君) 日程第一、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長今井勇君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔今井勇君登壇〕

○今井勇君 ただいま議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農業共済組合等が危険段階別の共済掛金率を設定する方式の導入、農作物共済の共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化、家畜共済の共済目的の追加、果樹共済のてん補内容の充実等の措置を

講じようとするものであります。

本案は、去る三月五日本委員会に付託され、四月十日佐藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、四月二十三日には参考人から意見を聴取する等三回にわたり慎重に審査を進めてまいりました。

かくて、四月二十四日質疑を終局し、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議を代表して新村源雄君及び日本共産党・革新共同を代表して中林佳子君からそれぞれ反対討論が行われた後、採決を行い、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(勝間田清一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締結の全権委員会議(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件

○副議長(勝間田清一君) 日程第二、千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長愛野興一郎君。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締結の全権委員会議(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔愛野興一郎君登壇〕

○愛野興一郎君 ただいま議題となりました三件

につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、一九七九年の海上捜索救助条約について申し上げます。

本条約は、海上における捜索救助に関する国際協力を目的として昭和五十四年四月ハンブルクで開催された国際会議において採択されたものでありまして、海上における遭難者を迅速かつ効果的に救助するため、沿岸国が自国の周辺水域において適切な捜索救助業務を行うための国内制度を確立するとともに、関係国間で捜索救助活動の調整等の協力を行うこと及び締約国は捜索救助活動を容易にするため可能な限り船位通報制度を設立すること等を規定しております。

次に、大西洋のまぐる類保存条約に関する議定書について申し上げます。

本議定書は、昭和五十九年七月十日パリで開催された条約の締結全権委員会において作成されたものでありまして、欧州経済共同体のような政府間経済統合機関が構成国にかわり同条約を締結することができるようにするため所要の改正を施したものであります。

次に、北太平洋のおつとせいの保存暫定条約改正議定書について申し上げます。

本議定書は、昭和五十九年十月十二日ワシントンにおいて、日本、アメリカ、カナダ、ソ連の四カ国により署名されたものでありまして、昭和三十二年から昭和五十九年十月十三日まで効力を有していた暫定条約を改正し、北太平洋おつとせいの委員会が、海上漁獲を行うことが一定の状況のもとにおいて許容されるかどうかについて勧告する時期を昭和六十一年十月十三日までとすること

等について規定しております。

以上三件は、三月二十五日外務委員会に付託され、同月二十九日安倍外務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十九日及び二十四日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(勝間田清一君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第五 中小企業技術開発促進臨時措置法案(内閣提出)

案(内閣提出)

○副議長(勝間田清一君) 日程第五、中小企業技術開発促進臨時措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長粕谷茂君。

中小企業技術開発促進臨時措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔粕谷茂君登壇〕

○粕谷茂君 ただいま議題となりました中小企業

技術開発促進臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、最近、技術革新が急速かつ広範に進展し、技術の複合化、細分化の傾向が増大しております。また、需要構造においても、国民ニーズの多様化、高度化、短サイクル化傾向が強まっております。

本案は、このような著しい環境の変化に対処して、中小企業が行う技術開発を促進するための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、通商産業大臣は、本法で振興しようとする技術開発の対象とすべき技術の内容、中小企業者及び組合等がとるべき技術開発の実施方法等を示す中小企業技術開発指針を定め、公表すること、

第二に、技術に関する研究開発を行うとする中小企業者及び組合等は、技術開発事業の目標、内容、実施時期、必要な資金の額等を記載した技術開発事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができること、

第三に、認定を受けた中小企業者及び組合等並びにその組合等の構成員たる中小企業者に対して、技術開発事業の実施に必要な資金の確保、中小企業投資育成株式会社法の特別措置の適用、中小企業信用保険法の新技术企業化保険の保険限度額の拡大等の特別措置を講ずるとともに、組合等及びその構成員たる中小企業者の行う技術開発事業のために税制上の特別措置を講ずること、

第四に、国及び地方公共団体は、技術開発を促進するため、情報の提供及び人材の養成等に必要

な措置を講ずるとともに、技術開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこと、

第五に、この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする

等であり、去る三月十九日当委員会に付託され、四月十七日村田通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月二十四日審査を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(勝間田清一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(勝間田清一君) 日程第六、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長戸井田三郎君。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔戸井田三郎君登壇〕

○戸井田三郎君 ただいま議題となりました二法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和六十年年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引き上げを行うことにより、老人等の福祉の向上を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、拠出年金について、昭和六十年年度において、昭和五十九年度までの累積消費者物価上昇率が五%を超えない場合であっても、特例として三・四%の年金額の改定措置を行い、厚生年金保険及び船員保険については本年四月分から、国民年金については本年五月分から、それぞれ実施すること、
第二に、福祉年金については、本年六月分から

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案外一案 朗読を省略した議長長の報告 九二二

老齢福祉年金の額を月額二万五千六百円から二万六千五百円に引き上げ、障害福祉年金、母子福祉年金及び母子福祉年金の額を老齢福祉年金に準じてそれぞれ引き上げること、

第三に、特別児童扶養手当及び福祉手当については、福祉年金に準じて本年六月分からそれぞれ引き上げること等でありませう。

本案は、去る二月十二日付託となり、四月四日増岡厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十五日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同より、提出年金の年金額の物価スライド率及び福祉年金等の額を引き上げる内容の修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金として額面三十万円、十年償還の国債を支給する等所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る二月十二日付託となり、四月四日増岡厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十五日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党・新自由国民連合より、施行期日についての修正案が、また、日本共産党・革新共同より、障害年金、遺族年金の額を引き上げる内容の修正案がそれぞれ提出され、採決の結果、

果、日本共産党・革新共同提出の修正案は否決され、本案は自由民主党・新自由国民連合提出の修正案のとおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(勝間田清一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(勝間田清一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十三分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 中曾根康弘君
- 外務大臣 安倍晋太郎君
- 大蔵大臣 竹下 登君
- 厚生大臣 増岡 博君
- 農林水産大臣 佐藤 守良君
- 通商産業大臣 村田敬次郎君

○朗読を省略した議長長の報告

〔議決通知〕
一、去る四月二十六日、本院は、国会の会期を六月二十五日まで五十七日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(報告書及び文書受領)

一、去る四月二十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
觀光基本法第五条第一項の規定に基づく昭和五十九年度觀光の状況に関する年次報告
觀光基本法第五条第二項の規定に基づく昭和六十年年度において講じようとする觀光政策についての文書

公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和五十九年度公害の状況に関する年次報告
公害対策基本法第七条第二項の規定に基づく昭和六十年年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書

一、去る四月二十六日、内閣から次の報告書を受領した。
交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく昭和五十九年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況の報告書
交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく昭和五十九年度交通安全施策の現況の報告書

和六十年度において実施すべき交通安全施策に関する計画の報告書

国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百八十四年の国際労働機関第七十回総会において採択された勧告に関する報告書
一、去る四月二十七日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和五十九年度第三・四半期における予算使用の状況

(政府委員退任)

一、去る一日、河本内閣総理大臣臨時代理から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
特許庁特許技監	齋田 信明	(退職)	昭五十九年四月一日
自治大臣官房審議官	吉住 俊彦	(同)	同

(政府委員承認)

一、昨八日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

- 特許庁特許技監 梅田 勝
- 自治大臣官房審議官 渡辺 功

(政府委員任命)

一、昨八日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、八日議長において承認した梅田勝外一名を、同日第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十六日、議長において、次のおと
り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

議院運営委員

辞任 補欠

板井 新君 大島 理森君
大島 理森君 板井 新君

(議案付託)

一、去る四月二十六日、委員会に付託された議案
は次のとおりである。

住宅基本法案(新井彬之君外二名提出、衆法第
二四号) 建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る四月二十六日、予備審査のため次の本院
議員提出案を参議院に送付した。

住宅基本法案(新井彬之君外二名提出)

(質問書提出)

一、去る四月三十日、議員から提出した質問主意
書は次のとおりである。

産業界において使用されている化学物質の安全
性に関する質問主意書(松浦利尚君提出)

(答弁書受領)

一、去る四月二十六日、内閣から次の答弁書を受
領した。

衆議院議員玉城栄一君提出沖繩県下における農
地解放及び小作人の権利の尊重に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員松浦利尚君提出二・四・五-T系除
草剤の廃棄処分にかかる具体的な処理方法に関
する質問に対する答弁書

衆議院議員春日一幸君提出被告人の勾留・保釈

等に関する質問に対する答弁書

沖繩県下における農地解放及び小作人の権利
の尊重に関する質問主意書

昭和三十八年三月十八日

提出者 玉城 栄一

衆議院議長 坂田 道太殿
沖繩県下における農地解放及び小作人の権
利の尊重に関する質問主意書

内閣衆議一〇二第一五号の内閣答弁によると、
農地法第七条第一項第十六号及び同法施行規則第
十一条により、米軍提供基地内の製糖会社関係の
小作人については、小作地所有制限の例外とし
て、国は農地法第六条の買収をせず、従つて、石
垣市ほか四地区のように、小作人への製糖会社所
有地の売渡しを行わなかつたことが明らかになつ
た。

これらのことを踏まえて、以下三点にわたつて
質問する。農地解放の重要な意義を考慮し、小作
人の権利の尊重の上に立つて重ねて明確な答弁を
求める。

一 当該製糖会社所有地が米軍の用に供する必要
がなくなつた場合、農地解放の主旨貫徹は行わ
れるかどうか。

二 右の場合、土地の現状はもろん農耕地では
なく米軍用施設に容納している。しかし、かつ
ての小作地を容納せしめたのは、すべて国の行
為を原因としている。製糖会社と小作人とのい
ずれの意思も行為もそれに関係ない。このこと
を政府は、農地解放の上でどう考えるか。

三 国が当該土地を米軍の用に供すべく、一定の

賃借料を製糖会社に支払う場合、当該小作人は
国に対して請求する権利は何ら存在しないの
か。存在しないならその理由と根拠を示せ。国
に対する何らかの請求権があるとした場合、い
かなる手続方法があるか明らかにかにされたい。
右質問する。

昭和三十八年四月二十六日

提出者 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿
内閣衆議一〇二第二二号

昭和三十八年四月二十六日

衆議院議長 坂田 道太殿
衆議院議員玉城栄一君提出沖繩県下における農
地解放及び小作人の権利の尊重に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員玉城栄一君提出沖繩県下におけ
る農地解放及び小作人の権利の尊重に関する
質問に対する答弁書

一及び二について
農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の
規定により所有してはならない小作地に該当す
る農地については、同法第九条の規定に基づき
国が買収する等同法に基づく所要の措置をとる
こととなる。

三について
現在、沖繩県下において、国が駐留軍の用に
供するため賃借契約を締結している土地で、
製糖会社が所有しているものについては、使用
又は収益を目的とする第三者の権利は存在しな
いと承知している。

右答弁する。

二・四・五-T系除草剤の廃棄処分にかかる
具体的な処理方法に関する質問主意書

昭和三十八年四月三日

提出者 松浦 利尚

衆議院議長 坂田 道太殿
二・四・五-T系除草剤の廃棄処分にかか
る具体的な処理方法に関する質問主意書

昭和四十六年十一月五日、林野庁長官は「四六
林野業第五四六号」をもつて「二・四・五-T系除
草剤および有機塩素系殺虫剤等の廃棄処分につい
て」を各管林局長宛通知した。

これによると、二・四・五-T系除草剤の廃棄
処分にかかる具体的な処理方法については、「一〇
倍量程度の土壌とよく混和したうえ、セメント
一、水〇・六、土壌四・五の重量配分で練り合
せ、コンクリート塊としてビニール底の上に埋め
込む」としている。

さて、土にセメントと水を混ぜて、土を固く強
いものにする方法をソイルセメントという。土木
工学の分野では、地盤の支持力、沈下性状の改善
等の手法として用いられるが、その耐久性、水密
性などは、砂、砂利、セメント、水を混ぜる通常
のコンクリートに比べ、極めて劣っているとされ
ている。

コンクリートの場合でも、砂、砂利といった骨
材は、文字どおりコンクリートの骨に相当し、そ
の性質の良否は、そのままコンクリートの性質
に影響するとされる。そのため、土木学会の示
方書においても、「骨材は、清浄、強硬、耐久的
で、適当な粒度をもち、ごみ、どろ、有機物、
塩分等の有害量を含んではならない」と規定され

ている。通常、砂、砂利などは水洗いして用い、有害物含有量の限度も決められている。更に、耐久性や水密性を重視する場合には、水とセメントの重量比の限度なども定められている。

このような種々の規定は、長年にわたるコンクリート工学の研究や施工技術の蓄積によつて生まれたものであり、これによつてコンクリートの耐久性、水密性は、いわば保証されているのである。これに比べ、ソイルセメントの使用は、支持力増加、沈下性の減少といった力学的性質の改善にあり、練り混ぜの効果ともあいまつて、耐久性、水密性については、第二義的なものとなつていくといつてさしつかえない。

ところで、セメントは水と反応して、いわゆる水和反応を起こしてセメダイン化し、骨材と骨材を密着せしめるが、この水和反応を起こす物質は、セメント中にあるCaOやSiO₂などである。いつたん硬化したコンクリートでも、硫酸塩などが作用すると、CaOやSiO₂が溶解して、コンクリートは破壊されていくことが知られている。

一方、二・四・五-T系除草剤などの枯殺剤に含まれるダイオキシンは、この水和反応に対してどのように関与するのかを含め、ダイオキシンとセメントとの間の化学反応等についての学問的研究、知識や技術経験の蓄積はほとんどないといわれている。

そこで、以下の点について質問する。
一 二・四・五-T系除草剤の廃棄処分にかかる具体的な処理方法を、ソイルセメント方式による埋蔵によつては、ソイルセメントは元来、透水性が高く、通常のコンクリートに比べ、耐久

性、水密性とも信頼度は低い。従つて毒物とされるダイオキシンを含む除草剤の廃棄処分の方

法として、ソイルセメント方式による埋蔵は、ダイオキシンの流出が心配され、適切を欠くと思ふがどうか。

二 ダイオキシンは水溶性ではないのか。水溶性であるとすれば、透水性の高いソイルセメントによつて固められたダイオキシンが浸透水によつてはぎ取られ、流出してくる可能性があると思ふがどうか。

三 二・四・五-T系除草剤とセメントとの化学反応によつて、ソイルセメントが破壊されていくおそれはないか。少なくともよりもろくなるおそれはないか。

四 産業界において使用されている化学物質について

1 その総数はいくつあるか。
2 そのうち、人体、環境への影響を、既にチェックしたものはいくつか。また、そのチェックの結果、使用禁止となつたものはいくつあるか。

3 人体、環境への影響のチェックは年間何件ぐらい行われているか。

4 政府は企業内に立ち入るなど積極的にその存在を確認し、更に安全性をチェックする等の作業をどの程度行つてはいるか。
右質問する。

内閣兼質一〇第二四号

昭和六十年四月二十六日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員松浦利尚君提出二・四・五-T系除草剤の廃棄処分にかかる具体的な処理方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松浦利尚君提出二・四・五-T系除草剤の廃棄処分にかかる具体的な処理方法に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

二・四・五-T系除草剤埋没箇所の土壌対策等について検討するため、林野庁が昭和五十九年十一月に開催した専門家から成る検討会においては、ダイオキシンは、難水溶性であること、土壌への吸着性が極めて強いこと、二・四・五-T系除草剤が容器等のまま埋没処分された箇所においても、ダイオキシンの流出は埋没箇所の直下にとどまり、周囲にはほとんど移動していかないこと等が報告されている。

このような報告からみて、御指摘的林野庁長官通達に基づき、二・四・五-T系除草剤を十倍量程度の土壌とよく混和した上、セメント等と練り合わせ、コンクリート塊として、埋没処分がされた箇所については、土壌をかく乱する行為の防止等に努めることにより、埋没箇所の周囲へのダイオキシンの移動等は生じないものと考えている。

なお、一層の安全を期するため、昭和六十四年度には、一部の二・四・五-T系除草剤の埋没箇所において、再度ダイオキシンに係る調査を行うこととしている。

四について

1 産業界において使用されている化学物質の正確な総数は不明であるが、化学物質の審査

及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)に定める既存化学物質名簿に収載されている化学物質の数は約二万種類である。

2 から4まで 化学物質の人体、環境への影響のチェックについては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)に基づき、鋭意進めてきているところであり、毎年合計数百件のチェックが行われている。

また、化学物質に関しては、十四物質について化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律及び労働安全衛生法により特定の用途に使用する場合を除いて使用の禁止等の措置を講じ、十物質について毒物及び劇物取締法により特定毒物として指定するとともに使用者、用途等について厳格な制限措置を講ずる等、所要の規制措置を講じているところである。

さらに、一定の化学物質については、環境中におけるその残留状況の把握にも努めているところである。

右答弁する。
被告人の勾留・保釈等に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十年四月十三日

提出者 春日 一幸

衆議院議長 坂田 道太殿

被告人の勾留・保釈等に関する質問主意書
戸塚ヨットスクール事件の被告人の勾留が極めて長期化するに伴い、月刊誌「文芸春秋」三月号に

は、「この勾留は拷問の代用ではないのか」と題した石原慎太郎氏の批判的見解が掲載され、また月刊誌「現代」五月号には、「六百日の不法勾留に抗して」と、その状況を切々と綴つた戸塚被告の手記が公表される等、マスコミが改めてこの問題を取り上げるとともに、市井の常識は、これは余りにも長きに過ぎ、過剰な身柄拘束ではないかと一般的に不信感を抱くに至つてゐる。

従つて、この事件に対しそれが果たして傷害致死、監禁致死であるのか、あるいは業務上過失致死であるのか、それとも冤罪であるのかどうか、公正な刑事訴訟手続により一日も速やかに厳正な裁断が下され、世人の疑惑が掃き除かれることが期待されている。

ところで、勾留による身柄拘束は人身の自由に対する著しい制約であり、強制処分最たるものであるから、刑事訴訟法における勾留・保釈に関する規定は、憲法が保障する基本的人権尊重の観点等から、努めて慎重にこれを解釈、適用する必要があると考へる。

ついで、左の諸点につき、政府の見解を承りたい。

一 我が国は一九七六年に発効した国際人権規約を一九七九年(昭和五十四年)に批准し、同規約は同年九月二十一日から我が国に対して法的効力を持つようになり、我が国としてはこの条約を誠実に遵守することを必要とされるに至つてゐる。

従つて、同規約の「B規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)」に抵触するおそれのある刑事訴訟法等の規定については、我が国としてこれを速やかに改正するか、あるいは現行

法の下においてもできる限り「B規約」の精神と趣旨を尊重してこれらの規定を解釈、適用すべきであると考えらるべきである。

二 「B規約」第十四条第二項には「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する」と規定しており、我が国においても刑事訴訟法上「無罪の推定」は自明の理とされているところである。

従つて、裁判所の基本姿勢としては、勾留による身柄拘束は人権保障上努めて慎重を期するとともに、身柄を拘束した場合にできる限り早期に保釈措置を講ずることが肝要であると考えらるべきである。

三 「B規約」第九条第三項には、「裁判に付される者を拘留することが原則であつてはならず、釈放に当たつては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭(中略)が保証されることを条件とすることができ」と、被告人の勾留・保釈に関する原則を明記している。

ところが、刑事訴訟法第八十九条は権利保釈制度を設けているが、しかしこの制度には大幅な除外事由が設けられ、その実態は言わば例外的保釈制度になつてゐる。また、刑事訴訟法第九十一条は不当に長い拘禁について義務的保釈の規定を設けているが、しかし何を以て不当に長い拘禁と認めるかにつき何らの基準を明示していないので、保釈の決定につき不均衡を生ずるおそれなしとしないであらう。

よつて、前記「B規約」第九条第三項に明記する勾留・保釈に関する原則にかんがみるときは、罪証隠滅のおそれ等の除外事由があり、あ

るいは不当に長い拘禁に当たらないときでも、刑事訴訟法第九十条の職権保釈の規定を運用して、裁判所は裁量による保釈をするよう努むべきであると考えらるべきである。

なお、この場合においても、罪証隠滅の点については、保釈決定の際、事案に応じて罪証隠滅のおそれ及びその防止という面を考慮して保釈保証金額を決定し、保釈の取消し及び保証金の没取という威嚇により、これを防止することもできると考えらるべきである。

四 憲法(第三十八条第一項、第二項)及びこれを受けた刑事訴訟法(第三百十一條第一項、第三百十九條第一項)は、黙秘権を規定するとともに、自由の証拠能力について強制、拷問、脅迫による自由又は不当に長く拘留、拘禁された後の自由はこれを証拠とすることができないと規定している。しかるに、刑事訴訟法における勾留制度が罪証隠滅のおそれを理由として被告人の自由を得るために濫用される事例がしばしば見られ、憲法及び刑事訴訟法の規定の趣旨を没却するとともに、これが誤審や冤罪の原因となつてゐることが少なくない。

検察官は被告人と利害相対立する当事者であると同時に、公益の代表者として被告人の有利になつても公正に行動すべき国法上の義務があるものであり、また裁判官は憲法上その良心に従ひ独立してその職権を行い、裁判に当たつては公正無私を信念とすべきものであるから、以上のような事態が絶対に発生しないよう、それぞれ最大の努力を尽すべきであると考えらるべきである。

右質問する。

内閣衆質一〇二第二七号

昭和六十年四月二十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員春日一幸君提出被告人の勾留・保釈等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出被告人の勾留・保釈等に関する質問に対する答弁書

一 について

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)等の規定には、市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号)に抵触するおそれのあるものはない。

二及び三について

勾留及び保釈は、裁判所又は裁判官が刑事訴訟法等の規定に従つて行うこととされており、政府としては、その具体的運用について意見を述べることが差し控へたい。

なお、裁判所又は裁判官は、刑事訴訟法第九十条により保釈を許可する場合において、罪証隠滅のおそれがあるときは、保釈保証金額を定めるに当たつて、その事情をも考慮し得るものとされており、また、保釈後被告人が罪証を隠滅するなどしたときは、保釈を取り消すことができるほか、保釈保証金の全部又は一部を没取することができるものとされている。

四について

検察官及び裁判官は、憲法、刑事訴訟法等の規定に従つて勾留及び保釈の制度の適正な運用

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号 朗読を省略した議長の報告 農業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

に当たるべきであり、勾留の制度が被告人の自由を得るために濫用され、これが誤審や冤罪の原因となるようなことがあつてはならないことは言うまでもないと考える。
右答弁する。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員新村勝雄君提出人事管理に関する質問に対する答弁書

人事管理に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十年四月二十四日

提出者 新村 勝雄

衆議院議長 坂田 道太殿

人事管理に関する質問主意書

昭和五十五年三月五日の決算委員会において、当時の人事院総裁は、私の質問に対し、「人事活性化の観点から、昇任試験を実施して、ノンキャリアの人々にも昇進の道を開きたい。」という趣旨の答弁をしている(昭和五十五年三月五日決算委員会議録第八号八ページ上段参照)。

その後当局は、この答弁をどのように実行にうつしたか。年度毎に、実施の内容を数字を示して詳細に説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一〇二第二九号

昭和六十年五月一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 河本 敏夫

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員新村勝雄君提出人事管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員新村勝雄君提出人事管理に関する質問に対する答弁書

人事院は、国家公務員の昇任制度の在り方について、各省庁及び職員団体の意見も聴取しつつ、昇任試験の実施の問題を含め検討を重ねてきたところであるが、現段階においては、昇任する者を決定するために統一的な競争試験を実施することは困難であり、また、必ずしも適当ではないと考えている。

しかしながら、昇任を能力の実証に基づいて行うべきことは当然であることから、人事院においては、成績主義に基づく昇進管理をより一層推進していくため、その在り方について引き続き検討を行っているところである。

なお、各省庁においては、上級試験採用者以外の職員についても、能力に応じ責任ある官職に就けるよう努力をしてきており、現に本省庁課長相当以上の官職にもこれらの職員が相当数在職しているところである。
右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る四月二十六日、内閣から、衆議院議員矢山有作君提出天皇誕生日を日本のナショナルデーとして扱うことに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年五月二十九日まで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和六十年三月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

農業災害補償法の一部を改正する法律
農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「その区域を二以上の地域に分けその各地域につき」を「危険段階別の」に、「住所の存する地域に係る危険段階基準共済掛金率」に係る危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率」に改め、同条第三項中「畜産基準共済掛金率」の下に「その者が組合員等である組合等が同条第五項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合に於ては、その者に係る危険段階の畜産危険段階基準共済掛金率」を加える。

第十三条の二中「牛」の下に「若しくは牛の胎児」を加える。

第十三条の三第一項中「その者の住所の存する同項の区域又は地域の属する危険段階の收穫基準共済掛金率(その者の当該收穫共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、当該收穫基準共済掛金率を基礎として省令の定めるところにより算定される率)」を「次の各号の区分により当該各号に掲げる率」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その者が組合員等である組合等が第二百二十条の七第一項の規定により共済掛金率を定めている場合に於ては、その者の住所の存する同項の区域又は地域の属する危険段階の收穫

基準共済掛金率(その者の当該收穫共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、当該收穫基準共済掛金率を基礎として省令の定めるところにより算定される率)

二 その者が組合員等である組合等が第二百二十条の七第七項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合に於ては、その者に係る危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率(その者の当該收穫共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、当該收穫危険段階基準共済掛金率を基礎として省令の定めるところにより算定される率)

第十三条の三第二項中「第二百二十条の七第七項」を「第二百二十条の七第八項」に改め、「樹体基準共済掛金率」の下に「その者が組合員等である組合等が同条第十三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合に於ては、その者に係る危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率」を加える。

第十三条の四中「畑作物基準共済掛金率」の下に「その者が組合員等である組合等が同条第六項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合に於ては、その者に係る危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率」を加える。

第八十四条第一項第三号中、「肉豚」を、「牛の胎児及び肉豚」に改め、同項第七号中、「いう」の下に「以下同じ」を加え、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

肉牛(乳牛以外の牛をいう。以下同じ)の子牛等(前項第三号に掲げる牛以外の牛及び牛の

胎児をいい、省令で定める生育の程度に達したものに限り、以下同じ。は、定款の定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができ

第八十五条の七中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第八十四条第三項」を「第八十四条第二項及び第四項」に改める。

第九十九条第一項第八号中「第八十四条第三項」を「第八十四条第四項」に改める。

第七十七条第三項を次のように改める。
組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種類ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その農作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと、蚕繭共済の共済責任期間による種類ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別

を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の蚕繭危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その蚕繭危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各蚕繭危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の蚕繭基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

「牛をいう」を「牛並びに肉牛の胎児をいう。以下同じ」に、「馬又はを」を「(肉牛の子牛等を共済目的とする家畜共済にあつては、肉牛の子牛等を含む。)、同号に掲げる馬又は同号に掲げる」に改め、同条第三項中「肉豚」を「肉牛の子牛等及び肉豚」に改める。

第一百一十一条の六第一項中「又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの」を「若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で同号に掲げるもの以外のもの」に改め、「当該牛」の下に「若しくは牛の胎児で同条第二項の省令で定める生育の程度に達しているもの」を加え、「又は種豚で同号に掲げるものとなつたとき」を「若しくは種豚で同号に掲げるものとなつたとき又はその者の飼養している肉牛の胎児が同項の省令で定める生育の程度に達したとき」に改め、同条第二項中「又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの」を「若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で同号に掲げるもの以外

のもの」に改め、「当該牛」の下に「若しくは牛の胎児で同条第二項の省令で定める生育の程度に達しているもの」を加え、同条第三項中「又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの」を「若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で同号に掲げるもの以外のもの」に改め、「当該牛」の下に「若しくは牛の胎児で同条第二項の省令で定める生育の程度に達しているもの」を加え、「又は種豚で同号に掲げるものとなつたとき」を「若しくは種豚で同号に掲げるものとなつたとき又はその者の飼養している肉牛の胎児が同項の省令で定める生育の程度に達したとき」に改め、同条第二項中「又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの」を「若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で同号に掲げるもの以外

第一百一十一条の六第一項中「又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの」を「若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で同号に掲げるもの以外のもの」に改め、「当該牛」の下に「若しくは牛の胎児で同条第二項の省令で定める生育の程度に達しているもの」を加え、「又は種豚で同号に掲げるものとなつたとき」を「若しくは種豚で同号に掲げるものとなつたとき又はその者の飼養している肉牛の胎児が同項の省令で定める生育の程度に達したとき」に改め、同条第二項中「又は種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの」を「若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で同号に掲げるもの以外

第一百一十四条の二第二項第一号中「肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係を」を「乳牛の雌、種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係を並びに肉用牛等に係る包括共済関係であつて肉牛の子牛等を共済目的としない家畜共済に係るもの」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 肉用牛等に係る包括共済関係であつて肉牛の子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものにあつては、組合員等ごとに次の価額を合計した金額

イ 当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る牛の価額
ロ イの牛の胎児が、その共済掛金期間中に、第八十四条第二項の省令で定める生育の程度に達する可能性のある場合における当該牛の胎児の価額

第一百一十四条の二第二項中「又は第三号の家畜」を「若しくは第四号の家畜又は同項第二号イの牛(次に掲げるものを除く。)」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項第二号イの牛であつて、その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものの価額は、当該牛の胎児の価額と同額とする。

第一項第二号ロの牛の胎児の価額は、省令の定めるところにより、その母牛の価額を基礎として算定される金額とする。

第一百一十五条第一項中「第八十四条第一項第三号」の下に「及び同条第二項」を加え、「次項から第四項まで」を「以下この条」に改め、同項第一号中「第六項」を「第十項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第十項」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項第三号中「第六項」を「第十項及び第十一項」に改め、同条第四項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同条第五項から第七項までを次のように改める。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、次の各号の率及び第一項第三号の率を合計した率とする。

一 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲(第一百一十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金引標準率甲を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。)を下らない範囲内において定款等で定める率

二 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙(第一百一十一条の八第一項の申出があつたとき

は、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差引いて得た率。第十一項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済目的の種類ごとの共済金額（第六項に規定する多種包括共済にあつては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして省令の定めるところにより算定される金額。次項において同じ。）の合計額の見込額を重みとして、各危険段階共済掛金標準率甲を算術平均した率が第一項第一号の共済掛金標準率甲に、各危険段階共済掛金標準率乙を算術平均した率が同項第二号の共済掛金標準率乙にそれぞれ一致するように定めるものとする。

第三項第二号の率は、同号の危険段階別の共済目的の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が、第一項第二号の主務大臣の定める率を超えない範囲内において定めるものとする。

第一百五条第二項及び第三項を削り、同条に次の八項を加える。

包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下多種包括共済という。）の共済掛金率は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金

期間開始の時において現に飼養しているものの価額（第百十四条の二第一項第二号ロの価額を含む。第十二項において同じ。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計率（当該共済目的の種類につき組合員等が第三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、当該組合員等に係る危険段階の同項各号の率及び第一項第三号の率の合計率）を算術平均した率とする。

組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一定年間に於いて当該組合等の大部分の組合員等につき当該組合員等ごとの当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等しいと認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が省令で定める基準に適合する場合に於いて、前項の規定による共済掛金率に代えて、省令の定めるところにより、次の各号の率を合計した率を第十三項の規定による改定までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率とすることが出来る。

一 当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第一号の共済掛金標準率甲を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する

第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差引いて得た率。第十項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

二 前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の共済掛金標準率乙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差引いて得た率。第十項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三号の共済掛金標準率丙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率丙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第三号の共済掛金割引標準率丙を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

組合等は、前項の場合には、同項の規定による共済掛金率に代えて、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごと及び第二項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。

前項の危険段階別の共済掛金率については、第三項後段、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第三項中「第一項第三号」とあるのは、「第七項第三号」と、同項第一号中「危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは、「多種包括危険段階共済掛金標準率甲」と、同項第二号中「危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは、「多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、第四項中「前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは、「第九項において準用する前項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、「共済目的の種類ごとの共済金額（第六項に規定する多種包括共済にあつては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして省令の定めるところにより算定される金額。次項において同じ。）とあるのは「共済金額」と、「各危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは「各多種包括危険段階共済掛金標準率甲」と、「第一項第一号の共済掛金標準率甲」とあるのは「第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲」と、「各危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「各多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、「同項第二号の共済掛金標準率乙」とあるのは

同項第二号の共済掛金標準率乙」とあるのは

は「同項第二号の多種包括共済掛金標準率乙」と、第五項中「第三項第二号」とあるのは「第九項において準用する第三項第二号」と、「共済目的の種類」との共済金額とあるのは「共済金額」と、「第一項第二号の主務大臣の定める率」とあるのは「多種包括共済掛金率乙限度率」と読み替えるものとする。

組合等は、家畜共済の共済金額が主務大臣の定める金額を超える場合又は当該組合等との間に家畜共済の共済関係の存する者が主務大臣の定める区域内に住所を有する場合には、当該家畜共済に係る共済掛金率については、省令の定めるところにより、第一項第一号の共済掛金標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙若しくは同項第三号の共済掛金標準率丙又は第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲、同項第二号の多種包括共済掛金標準率乙若しくは同項第三号の多種包括共済掛金標準率丙を下る率を、それぞれ第一項第一号の率、同項第二号の率若しくは同項第三号の率又は第七項第一号の率、同項第二号の率若しくは同項第三号の率として定めることができる。

前項の場合には、省令の定めるところにより、当該組合員等に係る危険段階の第三項第一号の危険段階共済掛金標準率甲、同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙若しくは第一項第三号の共済掛金標準率丙又は第九項で準用する第三項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲、第九項で準用する第三項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙若しくは第七項第三号の多種包括共済掛金標準率丙を下る率を、それぞれ第三項第一号の率、同項第二号の率若しくは

くは第一項第三号の率又は第九項で準用する第三項第一号の率、第九項で準用する第三項第二号の率若しくは第七項第三号の率として定めることができる。

第六項の価額及び第七項第一号の価額には、前条第二項から第四項までの規定を準用する。第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙は、三年ごとに一般に改定する。

第百十六条第一項中「前条第四項」を「前条第二項」に改め、同条第四項中「及び第三項」を「から第五項まで」に改める。

第百二十条の六第一項中「百分の七十」の下に「第百二十条の三の二第二項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち省令で定めるものにあつては、百分の七十を下らず百分の八十を超えない範囲内において省令で定める割合」を加える。

第百二十条の七第一項中「次条の規定により共済掛金率を割り引く組合等にあつては第一号の率に第二号の率を乗じて得た率、その他の組合等にあつては第一号の率とする」を「その区域又は地域の属する危険階級の収穫基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項」を「前項又は第七項」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項」に改め、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十一項の次に次の一項を加える。

組合等は、第八項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その樹体危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各樹体危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の樹体基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その畑作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畑作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畑作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

第百二十条の七の二を削る。
第百二十条の九第一号中「係る果樹」の下に「又は特定の収穫共済の共済関係に係る果樹」を加える。
第百二十条の十五第五項の次に次の一項を加える。
組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その畑作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畑作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畑作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

合計額の見込額を重みとする各収穫危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の収穫基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

第百二十条の七の二を削る。
第百二十条の九第一号中「係る果樹」の下に「又は特定の収穫共済の共済関係に係る果樹」を加える。
第百二十条の十五第五項の次に次の一項を加える。
組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その畑作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畑作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畑作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

第百二十条の二十の二 農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号 農業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

政令で定める基準に適合するときは、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第七号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができ。

前項の申出があつたときは、当該申出に係る園芸施設共済の共済関係においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第七号の共済事故のうち病虫害を共済事故としないものとする。

第二百二十条の二十三第一項中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済」とその他の園芸施設共済との別を「園芸施設共済の共済目的等による種別(施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別)その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別をいう。以下同じ。」に改め、同条第二項中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済」とその他の園芸施設共済との別を「園芸施設共済の共済目的等による種別」に改め、同項の次に次の一項を加える。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲を下らない範囲内で定款等で定める率及び同項第二号の率を合計した率とし、その危険段階共済掛金標準率甲は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各危険段階共済掛金標準率甲の算術平均が同項第一号の共済掛金標準率甲に一致するように定めるものとする。

第二百二十四条第三項各号を次のように改める。
一 保険金額に、次条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)、次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率(同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額

第二百二十四条第四項中「第百二十条の七第一項第一号の率」を「共済掛金率」に、「同条第二項」を「第百二十条の七第二項」に、「同号の率」を「共済掛金率」に改め、同条第五項第一号を次のように改める。
一 保険金額に、第百二十条の二十三第一項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係にあつては同項第一号の率、同条第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係にあつては同項の定款等で定める率を乗じて得た金額

第百三十二条の二第一項中「第八十四条第四項」を「第八十四条第五項」に改める。
第百三十六条第三項各号を次のように改める。

一 再保険金額に、第百二十五条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)、第百二十五条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては第百十五条第一項第一号の率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率(同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額

別表(第十二条関係)

一 水稲		別表(第十二条関係)	
区	分	区	分
○・○二以下の部分		○・○二を超え、○・○四以下の部分	
		○・○四を超え、○・○七以下の部分	
		○・○七を超え、○・一以下の部分	
		○・一を超え、○・一五以下の部分	
		○・一五を超える部分	
	割合		割合
	百分の五十		百分の五十
	百分の五十五		百分の五十五
	百分の六十		百分の六十
	百分の六十五		百分の六十五
	百分の七十		百分の七十
二 陸稲			
区	分	区	分
○・○四以下の部分		○・○四を超え、○・○七以下の部分	
		○・○七を超え、○・一以下の部分	
		○・一を超え、○・一五以下の部分	
		○・一五を超える部分	
	割合		割合
	百分の五十		百分の五十
	百分の五十五		百分の五十五
	百分の六十		百分の六十
	百分の六十五		百分の六十五
	百分の七十		百分の七十

三表

区	分	割合
〇・〇三以下の部分		百分の五十
〇・〇三を超え、〇・〇六以下の部分		百分の五十五
〇・〇六を超え、〇・〇九以下の部分		百分の六十
〇・〇九を超え、〇・一二以下の部分		百分の六十五
〇・一二を超える部分		百分の七十

附則

(施行期日)

- この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表の改正規定(第三号に係る部分に限る。) 昭和六十一年八月一日
 - 二 第十二条第三項及び第十三条の四の改正規定、第八十条に一項を加える改正規定並びに第八十二条の十五に一項を加える改正規定 昭和六十一年十二月一日
 - 三 第十二条第一項、第十三条の三、第七十七条第三項、第八十条の六第一項及び第七十七条の七の改正規定、第八十二条の七の二を削る改正規定、第八十二条の九、第八十二条の四項及び第八十五条の八の改正規定並びに別表の改正規定(第三号に係る部分を除く。)並びに次項の規定 昭和六十一年二月一日

(農作物共済に関する経過措置)
 - 四 改正前の第七十七条第三項の規定による都道府県知事の認可及び同項の規定により組合等が定めた共済掛金率は、改正後の第七十七条第三項の規定による都道府県知事の認可及び同項の規定により組合等が定めた共済掛金率とみなす。

(家畜共済に関する経過措置)
- 改正後の第十三条の二、第八十四条第一項第三号、第二項及び第三項、第八十五条の七、第八十一条第一項及び第三項、第八十一条の六、第八十二条の二、第八十五条、第八十六条第一

項及び第四項、第二百二十四条第三項並びに第三十六条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

(園芸施設共済に関する経過措置)

4 改正後の第八十四条第一項第七号及び第四項、第八十五条の七、第九十九条第一項第八号、第二百二十四条の二十の二、第二百二十四条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

理由

最近における農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農業共済組合等が危険段階別の共済掛金率を設定する方式の導入、農作物共済の共済掛金を係る国庫負担の方式の合理化、家畜共済の共済目的の追加、果樹共済のてん補内容の充実等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業事情の変化等にか

んがみ、農業経営の実態及び農家の保険需要等実情に即した改善並びに制度運営の合理化を図ろうとするものであり、その要旨は次のとおりである。

- 危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入
- 共済事故の発生状況等により危険段階別に区分して共済掛金率を設定する方式を導入できるものとする。
- 農作物共済の共済掛金国庫負担方式の合理化

農作物共済の共済掛金の国庫負担方式を合理化し、超過累進方式における上限をそれぞれ十パーセント引き下げ、水稲については、その上限を百分の六十、陸稲・麦については百分の七十とすること。

3 家畜共済の改善

肉牛の子牛及び胎児を家畜共済の対象とすることができるとし、共済関係の成立、共済価額等所要の規定の整備を行うものとする。

4 果樹共済の改善

共済事故のうち一部を除外しているいわゆる特定危険方式について、その補償水準を引き上げ、その限度を八割まで引き上げるとともに収穫共済の共済責任期間について、被害の発生態様等から適当な場合には、これを短縮した期間とすることができるとすること。

5 園芸施設共済の改善

園芸施設共済について、施設園芸の経営条件が一定基準に適合する農家につき、病虫害を共済事故から除外することができるものとする。

6 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行するものとする。

議案の可決理由

本案は、農業災害補償事業の健全な運営に資するための措置として妥当なものと認め、原案

のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年四月二十四日

農林水産委員長 今井 勇

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本制度が災害対策の基本として重要な役割を果たしていることにかんがみ、制度の円滑な運営が確保されるよう、左記事項に留意し、万全の措置を講ずべきである。

記

- 各種共済事業の今後の運営に当たっては、必要な国庫負担を確保しつつ、農家経済の実情に即した適切な措置について検討すること。
- 危険段階別の共済掛金率の設定については、画一的指導及び強制はしないこと。
- 水稲共済の当然加入基準の引上げについては、地域の実態をも十分考慮した基準が設定できるよう指導し、制度運営に支障をきたさないよう必要な措置を講ずること。
- 肉牛の子牛共済の実施に当たっては、適正な共済価額を設定すること。

また、引受、損害認定については、飼養の実態に即した運用を行うこと。

なお、豚にかかると共済掛金国庫負担割合については、これを引き上げるよう検討すること。

果樹共済については、加入促進等を図るため果樹農業を取り巻く今後の環境変化や農家の保険需要に即応した制度のあり方につき事務簡素化、事業責任分担方式等を含め検討すること。

なお、果樹共済において、危険段階別共済掛金制度を導入する場合には、無事故割引制度を包含し得る設定方法となるようにすること。

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第二十六号

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件及び同報告書

<p>を要求する規定であることを示す。</p> <p>1.2 この附属書の規定において、「ものとす」が用いられている場合には、その規定が海上における人命の安全のためにすべての締約国による画一的な適用を勧告する規定であることを示す。</p> <p>1.3 この附属書において、次の用語は、それぞれ次に定める意味を有する。</p> <p>1 「捜索救助区域」とは、捜索救助業務が行われる一定の範囲の水域をいう。</p> <p>2 「救助調整本部」とは、捜索救助区域内における捜索救助業務の効率的な組織化を促進する責任及び同区域内における捜索救助活動の実施を調整する責任を有する単位をいう。</p> <p>3 「救助支部」とは、捜索救助区域内の特定の区域について救助調整本部を補佐するために設置されたその救助調整本部の下部の単位をいう。</p> <p>4 「沿岸監視機関」とは、沿岸水域における船舶の安全に関する監視を行うために指定された固定の又は移動する陸上の単位をいう。</p> <p>5 「救助隊」とは、訓練された要員で構成され、かつ、捜索救助活動の迅速な実施のために適した装備を有する単位をいう。</p> <p>6 「現場指揮者」とは、特定の捜索区域における捜索救助活動を調整するために指定された救助隊の指揮者をいう。</p> <p>7 「海上捜索調整者」とは、特定の捜索区域における船舶の行方捜索救助活動を調整するために指定された船舶(救助隊に属する船舶を除く)の船長をいう。</p> <p>8 「緊急の段階」とは、場合に依り、不確実の段階、警戒の段階又は遭難の段階を意味する</p>	<p>包括的な用語である。</p> <p>9 「不確実の段階」とは、船舶及びその乗船者の安全が不確実である状態をいう。</p> <p>10 「警戒の段階」とは、船舶及びその乗船者の安全が憂慮される状態をいう。</p> <p>11 「遭難の段階」とは、船舶又はその乗船者が、重大なかつ急速した危険にさらされていること及び即時の援助を必要とすることについて合理的な確実性がある状態をいう。</p> <p>12 「不時着水」とは、航空機が海面に不時着することをいう。</p> <p>第二章 組織</p> <p>2.1 捜索救助業務の実施及び調整のための措置</p> <p>2.1.1 締約国は、自国の沿岸水域における遭難者に対して適切な捜索救助業務を実施するために必要な措置をとることを確保しなければならない。</p> <p>2.1.2 締約国は、自国の捜索救助組織及びその組織のその後の重要な変更に関する情報であつて次の事項を含むものを事務局長に送付しなければならない。</p> <p>1 自国の海上捜索救助機関</p> <p>2 設置した救助調整本部の所在地、電話番号、加入電信番号及び責任を有する区域</p> <p>3 主な利用可能な救助隊</p> <p>2.1.3 事務局長は、1.の情報を適切な方法で、すべての締約国に送付しなければならない。</p> <p>2.1.4 捜索救助区域は、関係締約国間の合意により設定しなければならない。その合意は、事務局長に通告しなければならない。</p>	<p>2.1.5 捜索救助区域の正確な範囲について関係締約国間で合意に達しない場合には、これらの締約国は、その対象となつた水域において捜索救助業務の調整が同様に総合的に行われる適当な措置について合意に達するよう最善の努力を払わなければならない。その措置は、事務局長に通告しなければならない。</p> <p>2.1.6 事務局長は、1.4及び1.5の措置をすべての締約国に通報しなければならない。</p> <p>2.1.7 捜索救助区域の面定は、国家間におけるいかなる境界の面定にも関係するものではなく、また、これに影響を及ぼすものであつてはならない。</p> <p>2.1.8 締約国は、自国の捜索救助機関が遭難呼出しに迅速に対応することができるよう措置をとるものとする。</p> <p>2.1.9 締約国の責任のある当局は、その締約国が捜索救助活動の総合的な調整を行う区域内の海上において人が遭難しているとの情報を受領した場合には、可能で最も適当な援助を与えるために緊急措置をとらなければならない。</p> <p>2.1.10 締約国は、海上におけるいずれの遭難者にも援助を与えることを確保しなければならない。締約国は、遭難者の国籍若しくは地位又は遭難者の発見されるときに状況にかかわらずなくこのことを行わなければならない。</p>	<p>2.2 捜索救助施設の調整</p> <p>2.2.1 締約国は、自国の沿岸水域において捜索救助業務を行うために必要な施設の調整のための措置をとらなければならない。</p> <p>2.2.2 締約国は、捜索救助業務の総合的な調整のための国内制度を確立しなければならない。</p> <p>2.3 救助調整本部及び救助支部の設置</p> <p>2.3.1 1及び2.2の要請に依り、締約国は、捜索救助業務のための救助調整本部を、適当と認める場合には救助支部を、設置しなければならない。</p> <p>2.3.2 締約国の権限のある当局は、救助支部が責任を有する区域を決定しなければならない。</p> <p>2.3.3 1 3.1の規定により設置された救助調整本部及び救助支部は、遭難通信を海岸無線局を經由して又は他の方法で受信するため適切な手段を有しなければならない。また、救助調整本部及び救助支部は、これらにより調整される救助隊及び場合に依り隣接区域内の救助調整本部又は救助支部と適切な通信手段を有しなければならない。</p> <p>2.4 救助隊の指定</p> <p>2.4.1 締約国は、次のいずれかのことを行わなければならない。</p> <p>1 救助隊として、適切に配置されかつ装備された国の機関若しくは他の適当な公私の機関又はこれらの一部を指定すること。</p>
--	--	---	---

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第二十六号

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めの件及び同報告書

- 2.5 救助隊の施設及び装備
 - 2.5.1 救助隊は、その任務に適した施設及び装備を備えなければならない。
 - 2.5.2 救助隊は、同一の活動に従事している他の救助隊又は捜索救助組織の構成要素と迅速かつ確実な通信手段を有するものとする。
 - 2.5.3 生存者に投下するための救命用品を入れた容器又はこん包は、2.5.4の規定による色彩基準並びに印刷した表示及び一見してわかる表象(その表象が存在する場合に限る。)によつて、その内容の概要を示すものとする。
 - 2.5.4 救命用品を入れた投下可能な容器及びこん包の内容の色彩による識別は、次の基準に従つて着色した帯状の印を付すことにより行うものとする。
 - 1. 赤 医療品及び応急医療用品
 - 2. 青 食料及び水
 - 3. 黄 毛布及び防護服
 - 4. 黒 ストープ、おの、コンパス、調理用具その他の用具
 - 2.5.5 救命用品を一の容器又はこん包に混入して
- 2 捜索救助組織の構成要素として、救助隊として指定するには適さないが捜索救助活動に参加することのできる国の機関若しくは他の適当な公私の機関又はこれらの一部を指定すること。この場合においては、その構成要素の機能を明らかにしなければならない。
- 2.5.6 投下する場合には、色彩基準を組み合わせて使用するものとする。
 - 救命用品の使用説明書は、投下可能な容器又はこん包のそれぞれに入れておくものとする。使用説明書は、英語及び少なくとも他の二の言語で印刷するものとする。
- 第三章 協力
 - 3.1 国家間の協力
 - 3.1.1 締約国は、自国の捜索救助組織の調整を行わなければならない。また、締約国は、必要な場合には、隣接国との間で捜索救助活動の調整を行うものとする。
 - 3.1.2 締約国は、他の締約国の救助隊が海難の位置の捜索及びその海難の生存者の救助の目的のみをもつて当該締約国の領海、領土又は領空へ直ちに立ち入ることを認めるものとする。ただし、当該他の締約国との間で別段の合意のある場合を除き、当該締約国の適用のある国内法令に従うことを条件とする。当該締約国がその立入りを認める場合においては、捜索救助活動は、実行可能な限り、当該締約国の適当な救助調整本部又は当該締約国が指定した他の当局によつて調整されなければならない。
 - 3.1.3 締約国の当局は、海難の位置の捜索及びその海難の生存者の救助の目的のみをもつて他の締約国の領海、領土又は領空へ自国の救助隊を立ち入らせることを希望するときは、当該他の締約国との間で別段の合意のある場合を除き、予定する任務の詳細及び必要性を示して、当該他の締約国の救助調整本部又は当該他の締約国が指定した他の当局にその旨の要請を行わなければならない。
 - 3.1.4 締約国の権限のある当局は、次のことを行わなければならない。
 - 1. 3.1.3の規定による要請を受けたことを直ちに確認すること。
 - 2. 立入りを認めた救助隊による予定の任務の遂行に当たつて条件を付す場合には、できる限り速やかにその条件を示すこと。
 - 3.1.5 締約国は、隣接国との間で、自国の領海、領土又は領空へ当該隣接国の救助隊が立ち入るための条件及び当該隣接国の領海、領土又は領空へ自国の救助隊が立ち入るための条件を定めた合意をするものとする。また、この合意には、可能な限り簡易な手続により救助隊の立入りを迅速に行うことについて規定するものとする。
 - 3.1.6 締約国は、救助調整本部が次のことを行うことを認めるものとする。
 - 1. 必要に応じ、他の締約国の救助調整本部に援助(船舶、航空機、要員又は装備についての援助を含む。)を要請すること。
 - 2. 1.の船舶、航空機、要員又は装備の自国の領海、領土又は領空への立入りに対し、あらゆる必要な許可を与えること。
 - 3. 2.に規定する立入りを迅速に行わせるため、適当な税関、出入国管理その他の当局とともに必要な措置をとること。
 - 3.1.7 締約国は、他の締約国の救助調整本部から要請されるときは同本部に対し自国の救助調整本部が援助(船舶、航空機、要員又は装備についての援助を含む。)を与えることを認めるものとする。
 - 3.1.8 締約国は、隣接国との間で、施設の共同管理、共通の手続の設定、合同の研修及び訓練の実施、国家間の通信回線の定期的な点検、救助調整本部の要員の連絡訪問並びに捜索救助情報の交換に関する合意をするものとする。
 - 3.2 航空機捜索救助業務との調整
 - 3.2.1 締約国は、自国の捜索救助区域及びその上空において最も効果的かつ効率的な捜索救助業務を実施するために、船舶捜索救助業務と航空機捜索救助業務との間で最も緊密かつ実行可能な調整が行われることを確保しなければならない。
 - 3.2.2 締約国は、実行可能な場合には、船舶捜索救助業務及び航空機捜索救助業務の双方の業務を行うため、合同の救助調整本部及び救助支部を設置するものとする。
 - 3.2.3 同一の区域について、船舶捜索救助業務のための及び航空機捜索救助業務のための救助調整本部又は救助支部が個別に設置されている場合には、締約国は、これらの本部又は支部の間の最も緊密かつ実行可能な調整が行われることを確保しなければならない。

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

九二六

3.2.4 締約国は、船舶捜索救助業務のために設けられた救助隊及び航空機捜索救助業務のために設けられた救助隊による共通の手続の使用を可能な限り確保しなければならない。

第四章 準備措置

4.1 情報に関する要件

4.1.1 救助調整本部及び救助支部は、その区域における捜索救助活動に関連する次の事項に関する情報を含む利用可能な最新の情報を有しなければならない。

- .1 救助隊及び沿岸監視機関
- .2 捜索救助活動に役立つ可能性のあるあらゆる他の公私の施設(輸送施設及び燃料供給施設を含む。)
- .3 捜索救助活動に使用することができる通信手段
- .4 船舶に関する不可欠の情報の入手について援助を与えることができる船舶会社代理人、領事当局、国際機関及び他の機関の名称、電報及び加入電信のあて名並びに電話及び加入電信の番号
- .5 捜索救助活動に従事する可能性のあるすべての無線局の設置場所、呼出符号又は海上移動業務識別、聴守時間及び周波数
- .6 捜索救助区域についての気象の予報及び警報を発するすべての海岸無線局の設置場所、呼出符号又は海上移動業務識別、聴守時間及び周波数
- .7 無線聴守を行っている無線局の設置場所、聴守時間及び聴守周波数
- .8 位置不明の又は未報告の難破物に間違わ

.9 投下可能な非常用救命用品が保管されている場所

4.1.2 救助調整本部及び救助支部は、その区域内にある船舶であつて海上における遭難船舶又は遭難者に対し援助を与えることができるものの位置、針路、速力及び呼出符号又は船舶局識別に関する情報を直ちに入手するものとする。この情報は、救助調整本部が保有するか又は必要なときは直ちに入手可能なものでなければならない。

4.1.3 救助調整本部及び救助支部は、その区域における捜索救助活動に関連する情報を表示し及び図示するために、大縮尺の海図を備えなければならない。

4.2 活動計画又は活動指針

4.2.1 救助調整本部及び救助支部は、その区域における捜索救助活動を行うための詳細な計画又は指針を有しなければならない(自らが作成したかしないかを問わない)。

4.2.2 2.の計画又は指針には、捜索救助活動に従事する船舶、航空機及び車両(他国が提供したものを含む。)を整備し及びこれらに燃料を補給するための措置を可能な範囲で明記しなければならない。

4.2.3 2.の計画又は指針には、その区域において捜索救助活動に従事する者がとるべき行動に関し、次の事項を含む詳細な事項を含むものとする。

- .1 捜索救助活動を行う方法

.2 利用可能な通信方式及び通信施設の使用

.3 他の救助調整本部又は救助支部と適当な場合に共同でとるべき行動

.4 海上の船舶及び飛行中の航空機に警報を発する方法

.5 捜索救助活動のために任命された要員の任務及び権限

.6 気象その他の条件により必要となり得る装備の再配備

.7 捜索救助活動に関連する不可欠な情報、例えば、適当な水路通報並びに気象及び海象の通報及び予報を得るための方法

.8 必要な援助(船舶、航空機、要員及び装備についての援助を含む。)を、適当な場合には、他の救助調整本部又は救助支部から得るための方法

.9 救助船その他の船舶が遭難船舶と出会うことを援助するための方法

.10 不時着水をする遭難航空機が船舶と出会うことを援助するための方法

4.3 救助隊の準備

4.3.1 指定された救助隊は、その任務に対応することができる準備状態を維持しなければならない。また、救助隊は、その準備状態を適当な救助調整本部又は救助支部に常時通報するものとする。

5.1 緊急事態に関する情報

5.1.1 締約国は、実行可能かつ必要と認める無休聴守を、国際遭難周波数で行うことを確保しなければならない。遭難呼出し又は遭難通報

を受信した海岸無線局は、次のことを行わなければならない。

.1 適当な救助調整本部又は救助支部に直ちに通報すること。

.2 船舶に通報するため、一又は二以上の国際遭難周波数その他の適当な周波数で、必要な範囲で再送信を行うこと。

.3 .2に規定する再送信を行う際に、適当な自動緊急信号がまだ発せられていないときは、その信号を前置すること。

.4 権限のある当局により決定されたその後

5.1.2 捜索救助組織のいずれの当局又は構成要素も、船舶が緊急の状態にあると信するに足りる理由がある場合には、できる限り速やかに、関係する救助調整本部又は救助支部に対し、すべての利用可能な情報を提供するものとする。

5.1.3 救助調整本部及び救助支部は、緊急の状態にある船舶に関する情報を受領したときは直ちに、その情報を評価し、5.2の規定により緊急の段階を決定し、及び必要な活動の範囲を決定しなければならない。

5.2 緊急の段階

5.2.1 活動の目的のため、緊急の段階は、次に定めるところに従つて、不確実、警戒又は遭難のいずれかの段階に区別しなければならない。

.1 次のいずれかの場合が生じたときは、不

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めの件及び同報告書

- 1.1 当該船舶の目的地への到着が遅延している旨の報告があつた場合
- 1.2 当該船舶が位置又は安全に関して予定された報告を行わなかつた場合
- 2 次のいずれかの場合が生じたときは、警戒の段階とする。
 - 2.1 不確実の段階に引き続き、当該船舶と連絡をとることを試みたが成功せず、かつ、他の適当な関係先に照会したが成果が得られなかつた場合
 - 2.2 遭難している可能性はないが当該船舶の運航能力が阻害されていることを示す情報を受領した場合
 - 3 次のいずれかの場合が生じたときは、遭難の段階とする。
 - 3.1 当該船舶又はその乗船者が重大なかつ急迫した危険にさらされ、かつ、即時の援助を必要としているとの明確な情報を受領した場合
 - 3.2 警戒の段階に引き続き、当該船舶と連絡をとることを更に試みたが成功せず、かつ、更に広範囲な関係先に照会したが成果が得られなかつたことにより、当該船舶の遭難した可能性が示された場合
 - 3.3 遭難している可能性がある程度にまで当該船舶の運航能力が阻害されていることを示す情報を受領した場合

- 5.3 緊急の段階において救助調整本部及び救助支部がとる手続
 - 5.3.1 不確実の段階を宣言したときは、場合に依りて救助調整本部又は救助支部は、船舶の安全を確認するために照会を開始し、又は警戒の段階を宣言しなければならない。
 - 5.3.2 警戒の段階を宣言したときは、場合に依りて救助調整本部又は救助支部は、行方不明の船舶についての照会の範囲を拡大し、適当な捜索救助機関に警報を発し、及びその時の状況に照らして必要とされる3.3に定める行動を開始しなければならない。
 - 5.3.3 遭難の段階を宣言したときは、場合に依りて救助調整本部又は救助支部は、次のことを行わなければならない。
 - 1 4.2の活動計画又は活動指針に従つて行動を開始すること。
 - 2 適当な場合には、船舶の位置の不確実の程度を評価し、及び捜索区域の範囲を決定すること。
 - 3 可能な場合には、船舶所有者又はその代理人に通報し、及び事態の進展についてこれらの者に常時通報すること。
 - 4 援助を要請する可能性のある又は活動に關係する可能性のある他の救助調整本部又は救助支部に通報すること。
 - 5 海上における多くの遭難において、付近の他の船舶が捜索救助活動にとつて重要な

- 要素であることを考慮し、捜索救助組織には特に含まれていない航空機、船舶又は公私の機関から得ることが出来る援助を早期に要請すること。
- 6 活動を行うための包括的な計画を利用可能な情報に基づいて作成し、その計画を5.7又は5.8の規定に従つて指定された現場指揮者又は海上捜索調整者に対し、指針とするため通報すること。
- 7 必要に応じ、6の指針を状況に照らして修正すること。
- 8 關係する領事当局若しくは外交当局に又は、権限のある国際機関に通報すること。
- 9 適当な場合には、事故調査当局に通報すること。
- 10 5.5の航空機、船舶又は公私の機関の援助が必要でなくなつたときは、これらに対し、7又は8の規定に従つて指定された現場指揮者又は海上捜索調整者と適当な場合には協議の上、通報すること。
- 5.3.4 位置が不明である船舶に関する捜索救助活動の開始
 - 5.3.4.1 位置が不明である船舶に関して緊急の段階が宣言された場合には、次の規定を適用しなければならない。
 - 1 救助調整本部又は救助支部は、緊急の段階が存在することを通報され、かつ、他の救助調整本部又は救助支部が適当な行動をとつていふことについて了知して

- いない場合には、適切な行動を開始する責任を負わなければならない。また、責任を直ちに負うべき救助調整本部又は救助支部を指定するために、隣接の救助調整本部又は救助支部と協議しなければならない。
- 2 關係する救助調整本部又は救助支部の間の合意により別段の決定が行われない限り、指定される救助調整本部又は救助支部は、船舶の最後の位置の通報の際に当該船舶が存在した区域について責任を有する救助調整本部又は救助支部でなければならない。
- 3 遭難の段階を宣言したときは、捜索救助活動の調整を行う救助調整本部又は救助支部は、必要な場合には、緊急の状態及びその後の事態の進展に関するすべての状態を他の適当な救助調整本部又は救助支部に通報しなければならない。
- 5.4 5.3.5 緊急の段階が宣言された船舶への情報の伝達
 - 5.3.5.1 連 捜索救助活動の責任を有する救助調整本部又は救助支部は、可能な場合には、開始した捜索救助活動に関する情報を緊急の段階が宣言された船舶に対し伝達する責任を負わなければならない。
 - 5.4 二以上の締約国にかかわる場合の調整
 - 5.4.1 二以上の締約国が捜索救助区域全域にわたる活動の実施に責任を有する場合において、その区域の救助調整本部によつて要請された

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する國際条約の締結について承認を求めの件及び同報告書 九二八

5.5 ときは、これらの締約国は、4.2の活動計画又は活動指針に従つて適当な行動をとらなければならない。

5.5.1 捜索救助活動の終了及び停止 不確実の段階及び警戒の段階

5.5.1.1 場合には、不確実の段階又は警戒の段階において緊急事態が存在しないとの情報を受領したときは、行動を要請し又は通報しな

5.5.2 5.5.2.1 場合には、不確実の段階において緊急事態が存在しないとの情報を受領したときは、捜索救助活動を終了するために及び行動を要請し又は通報しな

5.5.2.2 場合には、不確実の段階において捜索を中断すべきことを決定したときは、捜索救助活動を停止しな

5.5.2.2 場合には、不確実の段階において捜索を中断すべきことを決定したときは、捜索救助活動を停止しな

5.5.2.3 場合には、不確実の段階においてこれ以上の捜索が無益であることを決定したときは、捜索救助活動を終了しな

5.6 5.6.1 捜索救助活動に従事している隊の活動は、その隊が救助隊であるか援助隊であるかを問わず、最も効果的な結果を確保するよう調整しな

5.7 5.7.1 現場指揮者の指定及びその責任 救助隊が捜索救助活動に従事しようとする場合には、これらのうちの一の隊の指揮者が、実行可能な限り早期に、かつ、なるべく定められた捜索区域に到着する前に、現場指揮者として指定されるものとする。

5.7.2 適切な救助調整本部又は救助支部は、現場指揮者を指定するものとする。その指定が実行不可能である場合には、参加する救助隊又は援助隊は、相互の合意により現場指揮者を指定するものとする。

5.7.2 適切な救助調整本部又は救助支部は、現場指揮者を指定するものとする。その指定が実行不可能である場合には、参加する救助隊又は援助隊は、相互の合意により現場指揮者を指定するものとする。

5.7.3 現場に最初に到着した救助隊は、現場指揮者が指定されるまでの間、自動的に現場指揮者の任務及び責任を引き受けるものとする。

5.7.4 現場指揮者は、責任を有する救助調整本部又は救助支部が次の任務を遂行していない場合には、その任務について責任を負わなければならない。

5.7.5 1. 捜索対象の所在が見込まれる位置及びこの位置について見込まれる誤差の範囲並びに捜索区域を決定すること。 2. 捜索に従事している救助隊又は救助隊の安全のために各隊を分離するための措置をとること。 3. 捜索に参加する救助隊又は救助隊に適切な捜索方式を指定し、及び各隊ごとに又は合同した隊ごとに捜索区域を割り当てること。 4. 捜索対象が発見された場合に救助を行う適切な救助隊又は援助隊を指定すること。 5. 現場における捜索救助のための通信を調整すること。

5.7.5 現場指揮者は、次のことについても責任を負わなければならない。 1. 捜索救助活動を調整している救助調整本部又は救助支部に対し、定期的に報告すること。 2. 捜索救助活動を調整している救助調整本部又は救助支部に対し、生存者の数及び氏名を報告し、生存者を収容している救助隊又は援助隊の名称及び目的地を知らせ、

5.8 各隊がどの生存者を収容しているかを報告し、並びに、必要な場合には、追加の援助(例えば、重傷を負つた生存者の医療のための輸送)を要請すること。

5.8.1 海上捜索調整者の指定及びその責任 救助隊(軍艦を含む)が現場指揮者の任務を引き受けることができな

5.8.2 海上捜索調整者は、実行可能な限り早期に、かつ、なるべく定められた捜索区域に到着する前に指定されるものとする。

5.8.3 海上捜索調整者は、自己が遂行することのできる7.4及び7.5に規定する任務について責任を負うものとする。 5.9 初期の行動 5.9.1 遭難の情報を受領した

5.10 捜索区域

5.10.1 現場指揮者又は海上捜索調整者は、適当な場合には、
5.3.3.2 5.7.4.1 又は8.3の規定により決定された捜索区域を変更することができる。変更したときは、現場指揮者又は海上捜索調整者は、救助調整本部又は救助支部に対し、その変更及び変更の理由を通報するものとする。

5.11 現場指揮者又は海上捜索調整者は、必要と認められる場合には、
5.3.3.6 5.7.4.3 又は8.3の規定により指定された捜索方式を他の捜索方式に変更することができる。変更したときは、現場指揮者又は海上捜索調整者は、救助調整本部又は救助支部に対し、その変更及び変更の理由を通報するものとする。

5.12 捜索の成功
5.12.1 捜索が成功した場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、最も適切な装備を有する救助隊又は救助隊に対し、救助の実施又は他の必要な援助の提供を指示するものとする。
5.12.2 適当な場合には、救助を実施している救助隊又は救助隊は、現場指揮者又は海上捜索調整者に対し、収容している生存者の数及び氏名、遭難者全員を確認したか否か、追加の援助(例えば、医療のための輸送)が必要であるかないか並びに当該救助隊又は救助隊

5.12.3 の目的地を通報するものとする。
5.13 捜索が成功した場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、直ちに救助調整本部又は救助支部に通報するものとする。

5.13.1 捜索は、生存者の救助について合理的な希望がなくなつた場合にのみ終了するものとする。
5.13.2 捜索救助活動を調整している救助調整本部又は救助支部は、通常、捜索を終了させる責任を負うものとする。

5.13.3 救助調整本部の責任の下にない遠隔の海域における場合又は責任のある救助調整本部が捜索救助活動を調整することができない場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、捜索を終了させる責任を負うことができる。
6.1 第六章 船位通報制度
6.1.1 締約国は、捜索救助活動を容易にするため必要であり、かつ、実行可能であると認める場合には、自国が責任を有する捜索救助区域における適用のため船位通報制度を確立するものとする。

とが行われることを目的として、船舶の動向に関する最新の情報を提供するものとする。
1. 遭難信号が受信されていない場合において、船舶との連絡が途絶してから捜索救助活動を開始するまでの時間を短縮すること。

2. 援助を要請することができる船舶の迅速な決定を可能にすること。
3. 遭難船舶の位置が不明又は不確実である場合において、限定された範囲の捜索区域の画定を可能にすること。
4. 医師が乗船していない船舶に対する緊急の医療上の援助又は助言の提供を容易にすること。

6.2 運用上の要件
6.2.1 6.1.3 の目的を達成するため、船位通報制度は、次の運用上の要件を満たすものとする。
1. 船位通報制度に加入している船舶の将来の位置を予測することを可能にする航海計画及び位置通報を含む情報の提供
2. 船位プロットの維持
3. 船位通報制度に加入している船舶からの適当な間隔を置いた通報の受領
4. 船位通報制度の仕組み及び運用の単純化
5. 船位通報制度のための国際的に合意された標準方式及び標準手続の使用
6.3 通報の種類
6.3.1 船位通報制度には、次の通報を含めるものとする。
1. 航海計画 船名、呼出符号又は船舶局識

別、出発日時(グリニッジ平時による)、出発地点の詳細、次の寄港地、予定の航路、速力及び到着予定日時(グリニッジ平時による)についての通報。重大な変更については、できる限り速やかに通報するものとする。
2. 位置通報 船名、呼出符号又は船舶局識別、日時(グリニッジ平時による)、位置、針路及び速力についての通報
3. 最終通報 船名、呼出符号又は船舶局識別、目的地に到着した日時(グリニッジ平時による)又は船位通報制度が対象とする区域を離れた日時(グリニッジ平時による)についての通報

6.4 船位通報制度の利用
6.4.1 締約国は、すべての船舶に対し、捜索救助のために位置についての情報を収集するための制度が確立されている区域を航行するときは、位置の通報を行うよう奨励するものとする。
6.4.2 船舶の位置についての情報を記録している締約国は、捜索救助のために要請された場合には、実行可能な限り、その情報を他の国に提供するものとする。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書
本件の要旨及び目的
本条約は、政府間海事協議機関の主権により昭和五十四年四月ハンブルグにおいて開催され

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第二十六号

た国際会議において採択されたものである。

本条約は、海上における捜索救助に関する国際協力を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、関係締約国との合意により捜索救助区域を設定し、その沿岸水域における遭難者に対して適切な捜索救助業務を実施するために必要な措置をとるとともに、捜索救助活動の調整を行う責任機関として救助調整本部等を設置すること。
- 2 締約国は、隣接国との間で、捜索救助活動についての調整を行うこと。
- 3 救助調整本部等は、捜索救助活動を行うために、利用可能な情報及び適切かつ詳細な計画又は指針を用意しておくこと。
- 4 救助調整本部等は、緊急の段階に応じて必要な措置をとること。
- 5 締約国は、その捜索救助区域において捜索救助活動を容易にするため、可能な限り船位通報制度を設立すること。

なお、本条約は、十五の国が締約国となつた日の後、十二箇月で効力を生ずることとなつてゐるが、すでに要件が満たされたので昭和六十年六月二十二日に効力を生ずることが確定してゐる。我が国については、本条約が発効前に加入する場合は本条約が効力発生の日に、また、本条約が効力発生後に加入する場合は加入の文書を寄託した日の後三十日で効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、海難救助という本条約の人道的目的にかんがみ重要であるばかりでなく、捜索救助のための国際協力を促進する観点からも有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和六十年四月二十四日

外務委員長 愛野興一郎

衆議院議長 坂田 道太殿

大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるとの件
右
国会に提出する。

昭和六十年三月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締約国の全権委員会(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるとの件

大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

理由

この議定書は、大西洋のまぐる類の保存のための国際条約を政府間経済統合機関が締結できるよりにすることにより、同条約の円滑な運用を促進するものであり、我が国がこの議定書を締結することは、大西洋のまぐる漁業に関する国際協力の促進及び我が国のまぐる漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められる。よつて、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

I 大西洋のまぐる類の保存のための国際条約第十四条から第十六条までを次のように改正する。

第十四条

1 この条約は、国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国の政府による署名のために開放しておく。このような政府でこの条約に署名しなかつたものも、いつでも、この条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国によりその憲法の規定に従ひ批准され、又は承認されなければならぬ。この条約の批准書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託する。

3 この条約は、七の政府が批准書、承認書又は加入書を寄託した時に効力を生じ、その後、この条約は、承認書又は加入書を寄託する政府に批准書、承認書又は加入書を寄託する政府

については、それぞれの寄託の日に効力を生ずる。

4 この条約は、政府間経済統合機関であつて、この条約によつて規律される事項に関する権限(これらの事項に関する条約を締結する権限を含む)を当該機関に移譲した国により構成されるものによる署名又は加入のために開放しておく。

5 4に定める機関は、正式の確認書又は加入書を寄託することにより締約国となるものとすし、この条約の規定について他の締約国と同一の権利及び義務を有する。第九条3において「国」並びに前文及び前条1において「政府」というときは、このような趣旨に解する。

6 4に定める機関がこの条約の締約国となつた場合には、当該機関を構成する国及び将来当該機関に加盟する国は、この条約の締約国でなくなる。これらの国は、その旨を国際連合食糧農業機関の事務局長に書面により通告する。

第十五条

国際連合食糧農業機関の事務局長は、批准書、承認書、正式の確認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、改正のための提案、改正の受諾の通告、改正の効力発生及び脱退の通告を前条1に定めるすべての政府及び同条4に定めるすべての機関に通告する。

第十六条

この条約の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、第十四条1に定める政府及び同条4に定める機関にその認証謄本を送付する。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書 大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書 大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書 大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

II 英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、ローマにおいて千九百八十四年九月十日まで署名のために開放しておく。もつとも、同日までにこの議定書に署名しなかつた大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締約国は、受諾書をついても寄託することができる。同事務局長は、この議定書の認証原本を同条約の締約国に送付する。

III この議定書は、すべての締約国が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託することにより効力を生ずる。この点に關し、大西洋のまぐる類の保存のための国際条約第十三条第一第六文の規定を準用する。効力発生の日は、最後の文書の寄託の後三十日目の日とする。

千九百八十四年七月十日にパリで作成した。

大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締約国の全権委員會議(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附屬する議定書の締結について承認を求めの件に關する報告書

一 本件の要旨及び目的
大西洋のまぐる類の保存のための国際条約(以下「条約」という)は、昭和四十一年に作成されているが、同条約を、政府間経済統合機関が締結できるよう改正するために、昭和五十九年七月パリで開催された条約の締約国の全権委員會議において、本議定書が作成された。

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号

大西洋のまぐる類の保存のための国際条約の締約国の全権委員會議(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附屬する議定書の締結について承認を求めの件及び同報告書 北太平洋のおつとせいの保存に關する暫定条約の効力発生の日から適用する。

本議定書は、条約が、国際連合又はその専門機関の加盟国のみが締結できるとされているものを改正し、新たに欧州経済共同体のような政府間経済統合機関が、構成国に代わつて条約を締結し、他の締約国と同一の権利及び義務を有することとしたものである。

なお、本議定書は、条約のすべての締約国が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託した後三十日目の日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて、政府は、本議定書の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらるゝのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、大西洋のまぐる漁業に關する国際協力を促進し、また、我が国のまぐる漁業の安定した発展を図るの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十年四月二十四日

外務委員長 愛野與一郎

衆議院議長 坂田 道太殿

北太平洋のおつとせいの保存に關する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めの件

右
国会に提出する。

昭和六十年三月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

北太平洋のおつとせいの保存に關する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めの件
北太平洋のおつとせいの保存に關する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらるゝ。

理由

この議定書は、北太平洋のおつとせいの保存に關する暫定条約につき所要の改正を行つた上適用することを目的とするものであり、政府は、昭和五十九年十月十二日にワシントンで、アメリカ合衆国、カナダ及びソヴィエト連邦とともに、この議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

北太平洋のおつとせいの保存に關する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書

千九百五十七年二月九日にワシントンで署名され、その後改正され及び適用された北太平洋のおつとせいの保存に關する暫定条約(以下「条約」という)の当事国であるアメリカ合衆国、カナダ、ソヴィエト社会主義共和国連邦及び日本国の政府は、

条約を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

条約は、この議定書によつて改正し、この議定書の効力発生の日から適用する。

第二条

条約第五条(中)「この条約の効力発生後の第二十五年度の終期に」を「千九百八十六年十月十三日までに」に改める。

第三条

条約第十一条中「この条約の効力発生後の第二十六年度に」を「千九百八十七年十月十四日前一以内」に改める。

第四条

条約第十三条4を次のように改める。

4 この条約は、千九百八十七年十月十三日まで有効とし、その後は、新たな又は改正されたおつとせい条約が当事国間で効力を生ずる時又は千九百八十八年十月十三日のいずれか早い時まで引き続き効力を有するものとする。ただし、この条約は、いずれかの当事国が他の当事国に対しこの条約を終了させる意思を書面で通告した日から一年で終了するものとする。

第五条

1 この議定書は、批准され又は受諾されなければならぬ。批准書又は受諾書は、できる限り速やかにアメリカ合衆国政府に寄託する。
2 この議定書を批准し又は受諾する意思を有する署名政府は、批准又は受諾のための自国の憲法上の要件を満たすまでの間自国の法令に従つてこの議定書を暫定的に適用する旨をアメリカ合衆国政府に通告することができる。
3 アメリカ合衆国政府は、寄託された批准書又は受諾書及び暫定的適用の通告書につき他の署名政府に通告を行う。
4 この議定書は、すべての署名政府がアメリカ

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めの件及び同報告書、中小企業技術開発促進臨時措置法案及び同報告書

九三二

合衆国政府に批准書又は受諾書を寄託した日及び2に規定する暫定的適用の通告を行った日のうち最も遅い日に暫定的に効力を生ずる。この議定書は、5の規定に基づいて暫定的に効力を生ずる日まで暫定的に効力を存続する。

5 この議定書は、すべての署名政府がアメリカ合衆国政府に批准書又は受諾書を寄託した日のうち最も遅い日に暫定的に効力を生ずる。

6 この議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、この議定書の各署名政府にその認証謄本を送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十四年十月十二日にワシントンで、ひとしく正文である英語、日本語、フランス語及びロシア語により本書を作成した。

カナダ政府のために

J・キンズマン

日本国政府のために

国広道彦

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

A・ドブルーニン

アメリカ合衆国政府のために

エドワード・ウルフ

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

北太平洋のおつとせいの資源の保存、そのための管理方法の調査を目的とする北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約は、昭和三十一年に日本、アメリカ合衆国、カナダ及びソヴィエト連邦の四箇国により締結され、昭和五十九年十月十三日まで効力を有していたが、同条約に所要の改正を施した上でこれを適用することを内容とする議定書が作成され、昭和五十九年十月十二日にワシントンで条約の当事国により署名された。

本議定書は、陸上獺獲との関連において海上獺獲を行うことが、一定の状況の下において許容されるかどうかについて北太平洋おつとせい委員会が研究し、勧告する時期を昭和六十一年十月十三日までとすること等について規定している。

なお、本議定書は、すべての署名国政府が批准書等を寄託した日に暫定的に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本議定書の締結は、おつとせい資源の適正な管理方法についての最終的な結論を得るには至つていない現状において、所要の調査の継続を可能とするともに、関係国の協力の下に行われる科学調査の結果を待つて海洋資源の適正な管理方法を見出すことが期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は昭和六十年度一般会計予算農林水産省所管北太平洋おつとせい委員会分担金として二百三十七万円が計上されている。右報告する。

昭和六十年四月二十四日

外務委員長 愛野興一郎

衆議院議長 坂田 道太殿

中小企業技術開発促進臨時措置法案

右 国会に提出する。

昭和六十年三月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

中小企業技術開発促進臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に対処して中小企業が行う技術開発を促進するための措置を講ずることにより、中小企業の技術の向上を通じて、中小企業の振興と我が国産業技術の調和ある発達とを図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人で、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会、政令で定めるもの

2 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいう。

3 この法律において「技術開発」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 中小企業者(第一項第六号に掲げる者を除く。次条第二項及び第四項、第四条第一項、

第五条第一項及び第二項、第六条第一号並びに第十一号において同じ。)が技術(生産、販売又は役務の提供の技術で、技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有するものに限る。以下同じ。)に関する研究開発を行うこと(当該中小企業者が当該研究開発の成果の利用を行うことを含む。)

二 組合等が技術に関する研究開発を行うこと(当該組合等又はその構成員が当該研究開発の成果の利用を行うことを含む。)

(中小企業技術開発指針)

第三条 通商産業大臣は、技術開発に関する指針(以下「技術開発指針」という。)を定めなければならない。

2 技術開発指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 技術開発の対象とすべき技術の内容に関する事項
- 二 中小企業者及び組合等が採るべき技術開発の実施方法に関する事項
- 三 その他技術開発を行うに当たつて配慮すべき重要事項

3 通商産業大臣は、技術革新の進展その他経済事情の変化のため必要があると認めるときは、技術開発指針を変更するものとする。

4 通商産業大臣は、技術開発指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

5 通商産業大臣は、技術開発指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ればならない。

(技術開発計画の認定)

第四条 中小企業者及び組合等は、技術に関する研究開発を行うおとすときは、技術開発に関する事業(以下「技術開発事業」という。)についての計画を作成し、これをその住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の計画には、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 技術開発事業の目標
- 二 技術開発の対象とする技術の内容、技術開発の実施方法、技術開発に必要な施設その他技術開発事業の内容
- 三 技術開発事業の実施時期
- 四 技術開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 組合等が技術開発事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る同項の計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が技術開発指針に照らして適切なものであること。
- 二 前項第四号に掲げる事項が技術開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしよ

うとする場合にあつては、その賦課の基準が適切なるものであること。

(技術開発計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、その住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同項の計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「技術開発計画」という。)が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた中小企業者若しくは組合等が技術開発計画に従つて技術開発事業の実施をしていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(資金の確保)

第六条 国は、次に掲げる者による技術開発計画(第二号に掲げる者にあつては、その者を構成員とする同号の組合等に係る技術開発計画)に従つて技術開発事業の実施に必要な資金(以下「技術開発事業資金」という。)の確保に努めるものとする。

- 一 第四条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等
 - 二 前号に規定する組合等(以下「認定組合等」という。)の構成員たる中小企業者
- (中小企業投資育成株式会社の特例)
- 第七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業

投資育成株式会社(昭和三十八年法律第百一

号)第八号第一項各号に掲げる事業のほか、前条各号に掲げる者(以下「認定中小企業者等」という。)のうち資本の額が一億円を超える株式会社で同項第一号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものが技術開発計画(認定組合等の構成員たる中小企業者にあつては、当該認定組合等に係る技術開発計画。以下同じ。)に従つて技術開発事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株又は転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式又は転換社債(その転換により発行された株式を含む。)の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株又は転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式又は転換社債(その転換により発行された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第八号第一項第一号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険(以下単に「新技術企業化保険」という。)の保険関係で、技術開発関係保証(同項に規定する債務の保証で技術開発事業資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについては、同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億円」とあるのは、「一億三千万円(中小企業技術開発促進臨時措置法第六条に規定する技術開発事業資金(以下単に「技術開発事業資金」という。))以外に、一億円」と、「二億円」とあるのは、「二億六

千万円(技術開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)と、同条第二項中「一億円」とあるのは、「一億三千万円(技術開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億円)」とする。

2 信用保証協会が中小企業者について一の無担保保証(技術開発関係保証でその保証について担保(保証人の保証を除く。)を提供させないものをいう。以下同じ。)をした場合における当該一の無担保保証に係る無担保保証保険関係(新技術企業化保険の保険関係で無担保保証に係るものをいう。以下同じ。)の保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、当該中小企業者についての無担保保証保険関係の保険額の合計額が三千万円を超える場合における当該一の無担保保証に係る無担保保証保険関係の保険料の額については、この限りでない。

(課税の特例)
 第九条 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、当該技術開発計画に従つて実施する技術開発事業に係る試験研究(以下「技術開発計画に係る試験研究」という。)に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合は、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができ

る。
 2 認定組合等が技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し技術開発計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合は、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。
 3 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、技術開発計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。
 4 認定組合等の構成員たる中小企業者が技術開発計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

る。
 2 認定組合等が技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し技術開発計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合は、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、技術開発計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。
 4 認定組合等の構成員たる中小企業者が技術開発計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(技術開発の促進のための措置)
 第十条 国及び地方公共団体は、技術開発を促進するため、情報の提供及び人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 2 国及び都道府県は、認定中小企業者等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。(報告の徴収)
 第十一条 都道府県知事は、第四条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の実施状況について

報告を求めることができる。
 (罰則)
 第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。
 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
 附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (この法律の廃止)
 第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。
 (地方税法の一部改正)
 第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 第五百八十六条第二項第十三号の三の次に次の一号を加える。
 十三の四 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第 号)第四条第一項の規定による認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等が当該認定に係る同法第四条第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業(これに係るものとして政令で定める事業を含む。)の用に供する土地
 附則第三十二条の三第三項中「次条第一項及び第二項」を「次条第一項から第三項まで」に、

「第五項まで」を「第六項まで」に、「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第八項とし、同条第六項の表の下欄中「附則第三十二条の三第三項から第五項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定都市等は、事業所用家屋で中小企業技術開発促進臨時措置法の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間に同法第四条第一項の規定による認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等(以下本項及び次条第三項において「組合等」という。)が当該認定に係る同法第四条第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの新築又は増築で当該組合等が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。
 附則第三十二条の三の二第二項中「本項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 3 前条第六項に規定する施設に係る事業所等において組合等が行う事業に対して課する事業に

「第五項まで」を「第六項まで」に、「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第八項とし、同条第六項の表の下欄中「附則第三十二条の三第三項から第五項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定都市等は、事業所用家屋で中小企業技術開発促進臨時措置法の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間に同法第四条第一項の規定による認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等(以下本項及び次条第三項において「組合等」という。)が当該認定に係る同法第四条第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの新築又は増築で当該組合等が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。
 附則第三十二条の三の二第二項中「本項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 3 前条第六項に規定する施設に係る事業所等において組合等が行う事業に対して課する事業に

「第五項まで」を「第六項まで」に、「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第八項とし、同条第六項の表の下欄中「附則第三十二条の三第三項から第五項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定都市等は、事業所用家屋で中小企業技術開発促進臨時措置法の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間に同法第四条第一項の規定による認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等(以下本項及び次条第三項において「組合等」という。)が当該認定に係る同法第四条第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの新築又は増築で当該組合等が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。
 附則第三十二条の三の二第二項中「本項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 3 前条第六項に規定する施設に係る事業所等において組合等が行う事業に対して課する事業に

「第五項まで」を「第六項まで」に、「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第八項とし、同条第六項の表の下欄中「附則第三十二条の三第三項から第五項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定都市等は、事業所用家屋で中小企業技術開発促進臨時措置法の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間に同法第四条第一項の規定による認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等(以下本項及び次条第三項において「組合等」という。)が当該認定に係る同法第四条第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの新築又は増築で当該組合等が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。
 附則第三十二条の三の二第二項中「本項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 3 前条第六項に規定する施設に係る事業所等において組合等が行う事業に対して課する事業に

係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る同項に規定する改令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第 号)の施行に関すること。

理由

最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に中小企業が円滑に対処するため必要な技術の向上を図る観点から、中小企業技術開発指針を策定するとともに、これに従って中小企業が行う技術開発を促進するために必要な中小企業信用保険法の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業技術開発促進臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における技術革新の急速な進展

及び需要構造の著しい変化に中小企業が円滑に対処するよう、中小企業が行う技術開発を促進するために必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

「中小企業者」及び「組合等」について定めるとともに、「技術開発」とは、中小企業者及び組合等が技術に関する研究開発をする行為をいうものとし、その技術は、技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有するものに限る。

2 技術開発指針の策定

(1) 通商産業大臣は、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴いて、技術開発指針を定め、これを公表しなければならない。

(2) 技術開発指針には、技術開発の対象とすべき技術の内容、技術開発の実施方法、その他技術開発を行うに当たって配慮すべき重要事項について定めるものとする。

3 技術開発計画の認定

(1) 中小企業者及び組合等は、技術開発事業についての計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(2) 技術開発計画には、技術開発事業の目標、内容、実施時期、必要な資金の額、組合等が試験研究費用に充てるため構成員に負担金を賦課する場合の賦課の基準等を記載しなければならない。

(3) 都道府県知事は、技術開発計画が技術開

発指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 資金の確保

国は、技術開発計画の認定を受けた者及び認定を受けた組合等(以下「認定組合等」という。)の構成員たる中小企業者(以下「認定中小企業者等」という。)による技術開発計画に従う技術開発事業の実施に必要な資金の確保に努めるものとする。

5 中小企業投資育成株式会社の特例

中小企業投資育成株式会社は、認定中小企業者等のうち資本金が一億円を超える株式会社が発行する新株又は転換社債の引受け及び保有を行うことができる。

6 中小企業信用保険法の特例

技術開発事業資金に係る保証を受けた中小企業者については、中小企業信用保険法による新技術企業化保険の付保限度額を通常の一億円(組合二億円)から一億三千万円(組合二億六千万円)に拡大するとともに、信用保証協会が三千万円を限度として無担保で保証を行った場合の保険料の額について特例措置を講ずる。

7 課税の特例

(1) 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、技術開発計画に係る試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費

用に充てるための負担金を賦課した場合で、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

(2) 認定組合等が技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し技術開発計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合で、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合の課税の特例の適用があるものとする。

(3) 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、技術開発計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

(4) 認定組合等の構成員たる中小企業者が技術開発計画に従って新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

8 技術開発の促進のための措置

(1) 国及び地方公共団体は、技術開発を促進するため、情報の提供及び人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号

中小企業技術開発促進臨時措置法案及び同報告書
する法律案及び同報告書

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正

九三六

(2) 国及び都道府県は、認定中小企業者等に対し、技術開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。
9 報告の徴収等
技術開発計画に係る技術開発の実施状況についての報告の徴収、罰則等について定める。

10 施行期日及び法律の廃止

(1) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

11 地方税法の一部改正

地方税法の一部を改正し、組合等が認定計画に従って実施する技術開発事業の用に供する土地及び施設の新築等について、特別土地保有税及び事業所税の非課税の対象に加える等特別措置を講ずる。

二、議案の可決理由

本案は、最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に対処して中小企業が行う技術開発を促進するための措置として妥当なもの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和六十年四月二十四日

商工委員長 粕谷 茂
衆議院議長 坂田 道太殿

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和六十年二月十二日
内閣総理大臣 中曾根康弘

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律
(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条中「四十六万八千八百円」を「四十七万七千六百円」に、「三十万七千二百円」を「三十一万八千円」に改める。

第六十二条中「三十九万九千六百円」を「四十一万四千円」に改める。

第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「三十万七千二百円」を「三十一万八千円」に改める。
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二万五千六百円」を「二万六千五百円」に、「三万八千四百円」を「三万九千八百円」に改める。

第十八条中「一万八千円」を「一万二千五百円」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年六月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 昭和六十年五月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに同法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三条 昭和六十年五月以前の月分の特別児童扶養手当及び福祉手当の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)
第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)以下この条において「法律第九十二号」という。附則第二十二條第一項に規定する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十九年度の同項に規定する物価指数が昭和五十六年度の同項に規定する物価指数に百分の百二を乗じて得た数(小数点以下一位未満を切り捨てるものとする)の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、百分の百三・四を基準として、昭和六十年四月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年五月)以降の当

該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。
2 前項の規定による措置は、政令で定める。
3 前二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(第九十四号)附則第十条
二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十五号)附則第十五条
三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第十一条
四 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)附則第十三項
五 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)附則第十条の二

理 由
老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和六十年年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年

金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昨今の社会経済情勢にかんがみ、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和六十年年度において特例として年金額を改定する措置を講ずるとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額の引上げを行うことにより、老人等の福祉の向上を図らうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 拠出年金の物価スライドの特例措置

1 昭和六十年年度において、昭和五十九年度までの累積消費者物価上昇率が五パーセントを超えない場合であっても、年金額の特例的な改定措置を講ずること。

2 1の年金額の改定率は三・四パーセントとし、厚生年金保険及び船員保険については昭和六十年四月分から、国民年金については昭和六十年五月分から、それぞれ実施すること。

(二) 福祉年金の額の引上げ

1 老齢福祉年金の額を三十万七千二百円(月額二万五千六百円)から三十一万八千円(月額二万六千五百円)に引き上げること。
2 障害福祉年金の額を二級障害者について四十六万八千円(月額三万八千四百円)から四十七万七千六百円(月額三万九千八百円)に、二級障害者について三十万七千二百円

(月額二万五千六百円)から三十一万八千円(月額二万六千五百円)に、それぞれ引き上げること。

3 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を三十九万九千六百円(月額三万三千三百円)から四十一万四千円(月額三万四千五百円)に引き上げること。

(三) 特別児童扶養手当の額の引上げ

特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万五千六百円から二万六千五百円に、重度障害児一人につき月額三万八千四百円から三万九千八百円に、それぞれ引き上げること。

(四) 福祉手当の額の引上げ

福祉手当の額を月額一万八千円から二万二千五百円に引き上げること。

(五) 施行期日

この法律は、昭和六十年六月一日から施行すること。ただし、物価スライドの特例措置に関する規定については、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

老人、心身障害者及び母子家庭の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金について昭和六十年年度において特例として年金額を改定するとともに、福祉年金、特別児童扶養手当及び福祉手当の額を引き上げる等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。
なお、本案に対して、日本共産党・革新共同小沢和秋君外一名より拠出年金の年金額の物価スライド率及び福祉年金等の額を引き上げる内

容の修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和六十年年度特別会計予算において、厚生保険特別会計年金勘定に保険給付費千七百七十三億円(うち国庫負担二百二十六億円)、船員保険特別会計に年金保険給付費四十六億円(うち国庫負担十一億円)、国民年金特別会計国民年金勘定に国民年金給付費七百六十二億円(うち国庫負担二百三十七億円)、国民年金特別会計福祉年金勘定に福祉年金給付費百四十七億円(全額国庫負担)がそれぞれ計上され、また、昭和六十年年度一般会計予算(厚生本所管)において、特別児童扶養手当給付費九億円、福祉手当給付費補助金八億円が計上されている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して増岡厚生大臣より日本共産党・革新

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に二、九六八、〇〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、二四〇、〇〇〇円
第二項症	三、五三三、〇〇〇円
第三項症	二、九一一、〇〇〇円
第四項症	二、三〇二、〇〇〇円
第五項症	一、八六三、〇〇〇円
第六項症	一、五〇五、〇〇〇円

共同小沢和秋君外一名提出の修正案に対して、「反対である。」旨の意見が述べられた。右報告する。
昭和六十年四月二十五日
社会労働委員長 戸井田三郎
衆議院議長 坂田 道大郎

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右
昭和三十七年二月十二日
内閣総理大臣 中曾根康弘
国会に提出する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第一	第一款	症	一、三七四、〇〇〇円
第二	第二款	症	一、二四九、〇〇〇円
第三	第三款	症	一、〇〇二、〇〇〇円
第四	第四款	症	八〇五、〇〇〇円
第五	第五款	症	七二二、〇〇〇円

第八条第二項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に、「九万二千二百円」を「十万八千八百円」に、「十

四万五千二百円」を「十五万七千二百円」に改め、同条第三項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款	四、五一〇、〇〇〇円
第二款	三、七四二、〇〇〇円
第三款	三、二一〇、〇〇〇円
第四款	二、六三七、〇〇〇円
第五款	二、一一五、〇〇〇円

第八条の二第二項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
特別項	第一項症の年金額に二、二六二、五〇〇円以内の額を加えた額
第一項	三、二二二、一〇〇円
第二項	二、六九五、九〇〇円
第三項	二、二二八、一〇〇円
第四項	一、七六六、〇〇〇円
第五項	一、四三六、三〇〇円
第六項	一、一六三、七〇〇円
第一款	一、〇五八、〇〇〇円

第二	第二款	症	九六三、一〇〇円
第三	第三款	症	七七四、三〇〇円
第四	第四款	症	六二五、五〇〇円
第五	第五款	症	五五〇、三〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款	三、四三八、一〇〇円
第二款	二、八五二、七〇〇円
第三款	二、四四六、六〇〇円
第四款	二、〇一〇、一〇〇円
第五款	一、六二二、八〇〇円

第二十六条第一項中「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「百三十七万円」を「百四十四万円」に改める。

第二十七条第一項中「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「三万五千四百円」を「三万九千二百円」に、「百三十七万円」を「百四十四万円」に、「百八万六千円」を「百四十四万円」に改め、同条

第三項の表中「三二四、八〇〇円」を「三三四、〇〇〇円」に、「二四八、一〇〇円」を「二六三、三〇〇円」に、「一六八、一〇〇円」を「一七八、四〇〇円」に改める。

第三十二条第三項中「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「三万五千四百円」を「三万九千二百円」に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正

する。

第八条中「十万六千六百円」を「十二万二千円」に、「十万九千九百六十円」を「十二万六千二百円」に、「十一万三千七百六十円」を「十二万四五百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に改める。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第四条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように

改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二
条の三第一項並びに第三条ただし書中「昭和五
十四年四月一日」を「昭和六十年四月一日」に改
める。

第五条第一項中「十二万円」を「三十万円」に、
「六年」を「十年」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正
する法律の一部改正)

第五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を
改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の
一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「四万五千六百円」を「五
万四百円」に、「三万五千四百円」を「三万九千二
百円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施
行する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴
う経過措置)

第二条 昭和六十年四月から同年七月までの月分
の障害年金については、この法律による改正後
の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の
遺族援護法」という。第八条第一項中「次の表」
とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の
一部を改正する法律(昭和六十年法律第
号)附則別表第二」と、改正後の遺族援護法第八
条の二第二項中「次の表」とあるのは「戦傷病者
戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
(昭和六十年法律第 号)附則別表第二」と
する。

第三条 昭和六十年四月一日から同年七月三十一
日までの間に支給事由が生じた障害一時金につ
いては、改正後の遺族援護法第八条第七項中「次
の表」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等援護法
等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第
号)附則別表第三」と、改正後の遺族援護法第
八条の二第三項中「次の表」とあるのは「戦傷病
者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
(昭和六十年法律第 号)附則別表第四」と
する。

第四条 昭和六十年四月から同年七月までの月分
の遺族年金及び遺族給与金については、改正後
の遺族援護法第二十六条第一項中「百四十四万
円」とあるのは「百四十一万五千円」と、改正後
の遺族援護法第二十七条第一項中「百四十四万
円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百十四
万円」とあるのは「百十二万二千円」と、同条第
三項の表中「三三、〇〇〇円」とあるのは「三
二、一〇〇円」と、「二六、三〇〇円」とあ
るのは「二五、一〇〇円」と、「一七、八、四〇
〇円」とあるのは「一七、三、〇〇〇円」とする。
(未婚遺者留守家族等援護法の一部改正に伴う
経過措置)

第五条 昭和六十年四月から同年七月までの月分
の留守家族手当については、この法律による改
正後の未婚遺者留守家族等援護法第八条中「十
一万二千円」とあるのは「十万九千九百十円」
と、「十二万六千二百円」とあるのは「十一万四
千百十円」と、「十二万四千円」とあるのは「十一
万八千三百十円」とする。
(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の
一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律による改正前の戦没者等の遺族
に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金に
ついては、なお従前の例による。
2 この法律による改正後の戦没者等の遺族に対
する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受け
ることができる者に交付する同法第五条第二項
に規定する国債の発行の日は、昭和六十年十月
一日とする。

附則別表第一(附則第二条関係)

障害の程度	年	金
特別項症	第一項症の年金額に二、九四七、〇〇〇円以内の額を加えた額	四、二一〇、〇〇〇円
第一項症		三、五〇三、〇〇〇円
第二項症		二、八八一、〇〇〇円
第三項症		二、二七七、〇〇〇円
第四項症		一、八三八、〇〇〇円
第五項症		一、四八五、〇〇〇円
第六項症		一、三五四、〇〇〇円
第一款症		一、二三四、〇〇〇円
第二款症		九八七、〇〇〇円
第三款症		七九五、〇〇〇円
第四款症		七〇二、〇〇〇円

附則別表第二(附則第二条関係)

障害の程度	年	金
特別項症	第一項症の年金額に二、二四五、七〇〇円以内の額を加えた額	三、二〇八、一〇〇円
第一項症		二、六七一、九〇〇円
第二項症		二、二〇四、一〇〇円
第三項症		一、七四六、〇〇〇円

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

附則別表第三(附則第三条関係)

第 五 項 症	一、四一六、三〇〇円
第 六 項 症	一、一四七、七〇〇円
第 一 款 症	一、〇四二、〇〇〇円
第 二 款 症	九五一、一〇〇円
第 三 款 症	七六二、三〇〇円
第 四 款 症	六一七、五〇〇円
第 五 款 症	五四二、三〇〇円

附則別表第四(附則第三条関係)

第 一 款 症	四、四七八、〇〇〇円
第 二 款 症	三、七二六、〇〇〇円
第 三 款 症	三、一八八、〇〇〇円
第 四 款 症	二、六一九、〇〇〇円
第 五 款 症	二、一〇〇、〇〇〇円

障 害 の 程 度	金 額
第 一 款 症	三、四二二、七〇〇円
第 二 款 症	二、八三一、七〇〇円
第 三 款 症	二、四二八、五〇〇円
第 四 款 症	一、九九五、三〇〇円
第 五 款 症	一、六〇〇、九〇〇円

理由
戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けてい

る者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する必要はある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の

支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。
1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正
(一) 障害年金、遺族年金等の額の引上げ
(二) 障害年金

ア 障害年金の額(第一項症の場合)

区 分	現 行	昭和六十年四月分から	同年八月分から
公 務 傷 病	四、〇八〇、〇〇〇円	四、二二〇、〇〇〇円	四、二〇〇、〇〇〇円
勤 務 関 連 傷 病	三、〇八〇、〇〇〇円	三、二〇〇、〇〇〇円	三、二〇〇、〇〇〇円

イ 扶養加給額

区 分	現 行	昭和六十年四月分から
配 偶 者	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、五八〇、〇〇〇円
その他二人までの一人につき	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円

配偶者が不在ときはそのうち一人に限り
一、〇〇〇、〇〇〇円
(同上) 一、〇〇〇、〇〇〇円

(2) 遺族年金及び遺族給与金の額

区 分	現 行	昭和六十年四月分から	同年八月分から
公 務 死	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、一五〇、〇〇〇円	一、一五〇、〇〇〇円
勤 務 関 連 死	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、一三〇、〇〇〇円	一、一三〇、〇〇〇円
公 務(重症)	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、一三〇、〇〇〇円	一、一三〇、〇〇〇円
公 務(軽症)及び勤務関連(重症)	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、一〇〇、〇〇〇円	三、一〇〇、〇〇〇円
勤務関連(軽症)	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、一〇〇、〇〇〇円	二、一〇〇、〇〇〇円
併発死	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円
公 務	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円
勤 務 関 連	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円

(一) その他所要の改正を行うこと。

2 未帰還者留守家族等援護法の一部改正

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて、次のとおり引き上げること。

現	行	昭和六十年四月分	同年八月分
月額	一〇六、一六〇円	一〇九、九一〇円	一一二、〇〇〇円

3 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正

昭和六十年四月一日における戦没者の遺族で、同一の戦没者に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに、特別弔慰金として額面三十万円、十年償還の国債を支給すること。

4 施行期日

この法律は、昭和六十年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障青年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する等の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認めらるが、なお、施行期日について自由民主党・新自由国民連合丹羽雄哉君より修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

また、本案に対して、日本共産党・革新共同小沢和秋君外一名より障青年金、遺族年金等の額の引上げ等について修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

昭和六十年五月九日 衆議院会議録第二十六号

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和六十年一一般会計予算(厚生省所管)に四十二億八千九百八十八万円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和六十一年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別弔慰金として、総額四千二百億円が計上される見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して増岡厚生大臣より日本共産党・革新共同小沢和秋君外一名提出の修正案に対して、「反対である。旨の意見が述べられた。」と右報告する。

昭和六十年四月二十五日

社会労働委員長 戸井田三郎

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

附 則

(小字及び一は修正)

附 則

第一条 この法律は、公布の日昭和六十年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の戦傷病者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)の規定、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法(以下「改正後の留守家族等援護法」という。)の規定、この法律による改正後の戦傷病者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の規定及びこの法律による改正後の戦傷病者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

(戦傷病者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十年四月から同年七月までの月分の障青年金については、この法律による改正後の戦傷病者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)第八条第一項中「次の表」とあるのは「戦傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則表第一」と、改正後の遺族援護法第八条の二第二項中「次の表」とあるのは「戦傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則表第二」とする。

〔別紙〕

戦傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊及び国民義勇戦隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

三 満洲開拓青年義勇隊開拓団については、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

四 戦没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡洋等については、更に積極的に推進すること。

五 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

六 中国残留日本人孤児の内親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となつて必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう、中国帰国孤児定着促進センターの運営の充実強化を図る等その対策に遺憾なきを期すること。

七 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徵用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

八 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障青年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰

戦傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十年五月九日 衆議院會議録第二十六号 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び同報告書

- 金 遺族年金等の支給に当たつては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。
- 九 ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。
- 十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 〒105
電話 東京 五三三二六〇

定価 一〇〇円部